

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引

法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。



平成 25 年 6 月

国 税 庁

目 次

I	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要	(1)
1	適用額明細書の様式	(2)
2	Q & A	(3)
3	適用額明細書の提出（流れ）	(5)
II	適用額明細書の書き方	(6)
1	記載要領	(6)
2	租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方	(7)
3	整理番号・業種番号の表示位置	(8)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）	(8)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告をe-Taxで行った法人）	(9)
	・ 【e-Taxを利用して提出する場合】	(10)
	・ 事業種目・業種番号一覧表	(11)
4	記載に当たっての留意事項	(13)
	・ 記載誤りにご注意ください	(14)
III	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次）	目次：〔1〕～〔5〕
○	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	1～99
	国税庁ホームページへの掲載	100

凡 例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成23年旧措置法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法
平成23年12月旧措置法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第19条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法
平成24年旧効力措置法	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第22条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年旧措置法
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
特定非営利活動促進法改正前旧措置法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人
旧認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注）この手引は、平成25年4月12日現在の法令に基づいて作成しています。

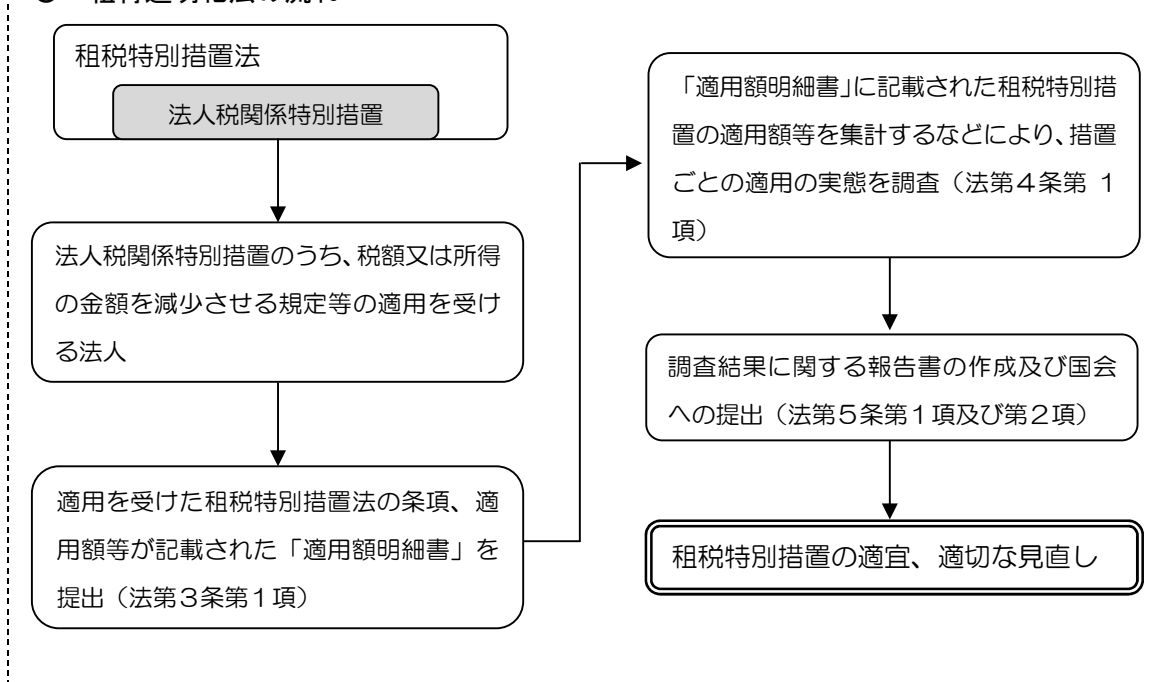
I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項）

また、提出された適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります。（法第 1 条）

○ 租特透明化法の流れ



なお、「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

※「適用額明細書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞〔手続名〕カラーOCR帳票（法人税申告書等）
（参考） 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

2 Q & A

Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注） 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考） 財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q 4 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 4 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付漏れ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 5 「適用額明細書」は、どこで入手できますか？

A 5 「適用額明細書」については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードが可能です。

（掲載場所）ホーム＞申告・納税手続＞税務手続の案内＞法人税＞【手続名】カラーOCR帳票（法人税申告書等）

また、市販の会計ソフトウェア等から出力されたモノクロ専用様式のものであっても提出が可能です。

なお、法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄を「要」とされている場合）には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付しております。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信ができますか？

A 6 「適用額明細書」については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

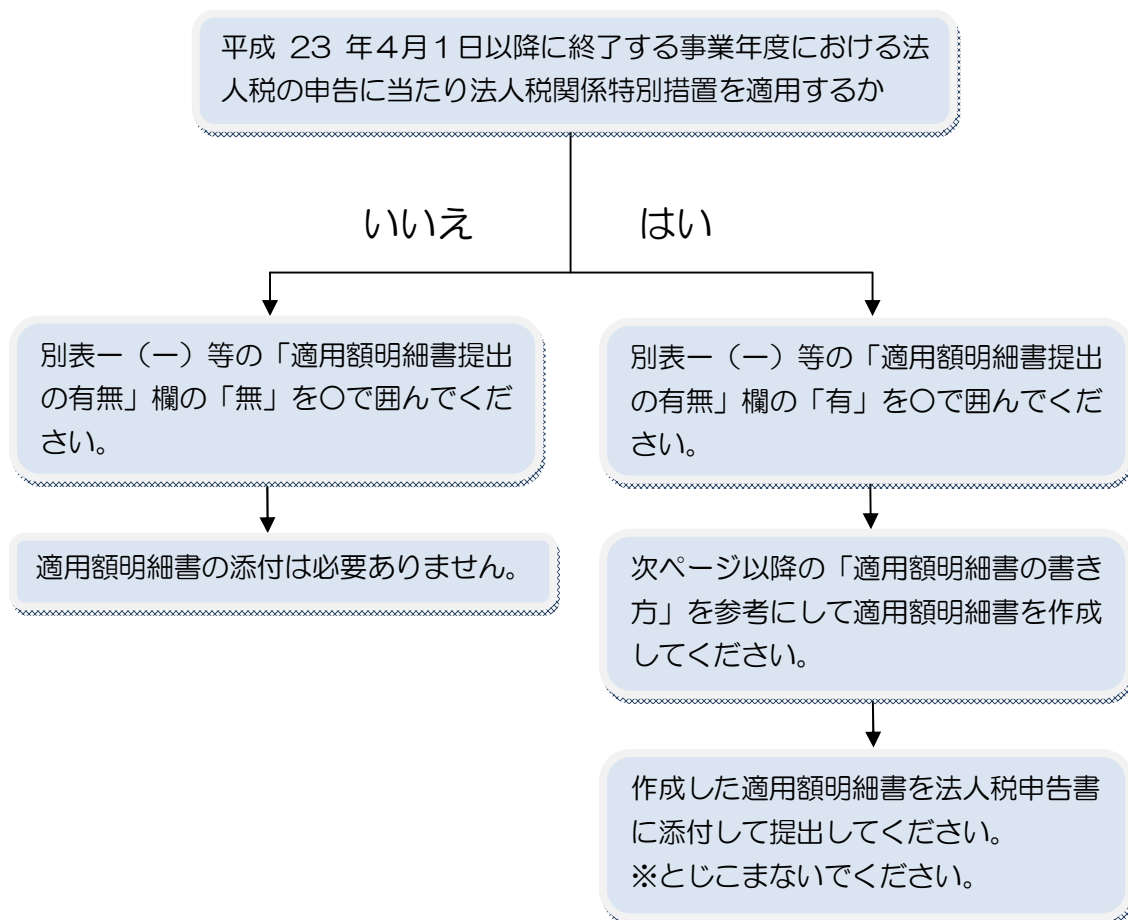
Q 8 震災特例法の規定により租税特別措置法を準用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載は必要でしょうか？

A 8 震災特例法の「みなす規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第 17 条の 5 第 2 項による試験研究費の税額控除については、租税特別措置法の規定による試験研究費と、金額の区分がされずに法人税申告書別表六（六）及び六（七）に記載されることとなりますが、「適用額明細書」への記載につきましては、金額の区分をせず、法人税申告書別表に記載した金額をそのまま転記願います。

3 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名	記 載 要 領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください。 e-Tax ソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください。
②整理番号	P(8)～P(10)を参照し、法人の整理番号を転記してください。 e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です。
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください。
④事業種目 (P(11)～P(13)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください。 e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください。
⑤業種番号 (P(11)～P(13)の表を参照)	【書面での申告】 P(8)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照して転記してください。 なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。
⑥期末現在の資本金の額 又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください。 e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください。
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください。
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください。
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください。
⑩適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください。

(適用額明細書)

(7)

3 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

別表一（一）青色申告用

06 3500 00 *

整理番号 00123333

上記の番号は、貴法人の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

東京都千代田区大手町1-1-1

株式会社 国税商事

代表取締役 国税太郎

平成 24 年 5 月 1 日

平成 25 年 4 月 30 日

事業

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。
【注意】印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

税務署長

貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限でもありますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。

◎ 確定申告書や附属書類は、次の部数を提出してください。

1 確定申告書……………部

（適用額明細書）

様式第一

F 4 0 1 0

平成 25 年 7 月 1 日

自平成 24 年 05 月 01 日 ① 事業年度分の適用額明細書
至平成 25 年 04 月 30 日 (当初提出分・再提出分)

麹町 税務署長 収受印

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1 ② 整理番号 00123333

電話(03) 3313-3313

(フリガナ) カシガイヤ コギシヨウ

法人名 株式会社 国税商事 ③ 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35

⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 100000000

⑦ 所得金額又は欠損金額 100000000

⑧ 平成25年旧措置法第42条第6項第⑨ 00009 ⑩ 3000000

租税特別措置法の条項 区分番号 適用額

第 条 第 項 第 号

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号 00123333	
東京都千代田区大手町 1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	殿
麴町	税務署長
平成 24 年 05 月 01 日	事業年度分の確定申告について
平成 25 年 04 月 30 日	
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ	

（適用額明細書）

様式第一		F B 4 0 1 0	
平成 25 年 7 月 1 日	自平成 24 年 05 月 01 日	① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)	
麴町	至平成 25 年 04 月 30 日		
納税地	東京都千代田区大手町 1-1-1	② 整理番号	0 0 1 2 3 3 3 3
電話(03)	3313-3313	③ 提出枚数	1 枚
法人名	株式会社 国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業
⑤ 業種番号	3 5		
⑥ 本課在の 本金の額又は 資金の額	1 0 0 0 0 0 0 0	⑦ 借入金又は 預金の額	1 0 0 0 0 0 0 0
⑧ 平成 25 年旧措置法 第 42 条の 4 第 6 項 第 号		⑨ 区分番号	0 0 0 0 9
		⑩ 通 額	3 0 0 0 0 0

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Tax を利用して提出する場合】

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号	00123333	
東京都千代田区大手町1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
麴町 税務署長		
平成 24 年 05 月 01 日		
平成 25 年 04 月 30 日		
事業年度分の確定申告について		
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ		

(適用額明細書)

様式第一

平成 25 年 7 月 1 日

麴町 税務署長殿

自 平成 24 年 5 月 1 日 事業年度分の適用額明細書

至 平成 25 年 4 月 30 日 (☒ 当初提出分・ ☐ 再提出分)

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 整理番号	00123333
電話	(03) 3313 - 3313	③ 提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
法人名	株式会社 国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	⑥ 10,000,000 円	提出年月日	年 月 日
所得金額又は 欠損金額	⑦ 1,000,000 円		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成25年旧措置法 第42条の4 第6項第号	⑨ 00009	⑩ 300,000 円
第条 第項第号		

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を入力してください。

※ e-Tax ソフトをご利用の方につきましては、
P(11)～P(13)の表を帳票ペルプからもご確認いただけます。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号	
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20	
	調味料			くぎ、ボルト、ナット、線材製品		
	精穀、製粉			その他の金属製品		
	砂糖		機械製造業	金属加工機械	21	
	菓子			繊維機械		
	パン類			農業用機械		
	清涼飲料			建設機械		
	酒類			産業用機械		
	畜産食料品			事務用・サービス用・民生用機械器具		
	その他の食料品			その他の機械		
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22	
	紡績			電子機器		
	ねん糸		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23	
織物業	綿・スフ織物	通信機械器具製造業		通信機械器具		24
	絹・人絹織物					
	毛織物					
	その他の織物					
ニット製造業	ニット	04				
染色整理業	染色整理	05				
その他の繊維工業		06	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25	
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07		鉄道車両		
	婦人、子供服			自転車・オートバイ		
	ワイシャツ、下着			船舶		
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服			その他の輸送用機械器具		
	その他の繊維製品		理化学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等	26	
木材、木製品製造業	製材	08	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27	
	木製容器		時計・同部品製造業	時計・同部品	28	
	その他の木製品					
家具、装備品製造業	家具	09	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29	
	建具			事務用品		
	その他の家具・装飾品			貴金属製品		
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10		楽器、レコード		31
	紙製容器			装身具、装飾品		
	その他のパルプ・紙製品		プラスチック製品			
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	飲食料品卸売業	生鮮魚介そう	32	
	印刷			その他の農水畜産物		
	製版、製本、その他の印刷物加工			酒類		
化学工業	化学肥料	12		乾物		33
	有機化学工業製品			菓子、パン類		
	化学繊維		その他の飲食料品			
	油脂加工品、石けん、塗料等		生糸、繭、原糸、繊維品			
	医薬品		呉服、太物			
	その他の化学工業		その他の織物			
石油製品製造業	石油精製	13	洋服類	繊維品卸売業	寝具類	
	その他の石油製品		靴、履物			
石炭製品製造業	石炭製品	14	かばん、袋物			
ゴム製品製造業	ゴム製品	15	下着類			
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17	小間物		32	
	セメント・同製品		洋品雑貨、その他の繊維品			
	建設用粘土製品、耐火物		木材、竹材			
	陶磁器・同関連製品		セメント			
	その他の窯業・土石製品					
鉄鋼業	鉄鋼	18			33	
	鋳鉄鋳物					
非鉄金属製造業	非鉄金属	19				
金属製品製造業	構築用金属製品	20	建築材料卸売業			
	金属打抜き・プレス加工					

	事 業 種 目	業種番号		事 業 種 目	業種番号	
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45	
	その他の建築材料			化粧品		
家具、建具、じゅう 器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46	
	荒物			各種商品小売		
	陶磁器・ガラス器		趣味・娯楽洋品 等小売業	スポーツ用品	47	
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品		
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	35		楽器、レコード		49
	化粧品			貴金属製品、宝石		
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	その他の趣味・娯楽洋品等	51	
	自動車・同部品			燃料		
	輸送用機械器具			書籍、雑誌		
	精密機械器具			文房具、紙		
	電気・通信機械器具			中古品		
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37		農機具		52
	石油			写真機、写真材料		
	鉱物			時計、眼鏡		
	鉄鋼			自動車、自転車		
	非鉄金属			土産物		
貿易業	貿易	38		総合建設業	その他の小売	61
	輸出		一般土木建築工事			
	輸入		土木工事			
その他の卸売業	紙、紙製品	39	建築工事		62	
	再生資源		木造建築工事			
	家庭用金物		職別建設業	職別土木建築工事		63
	建築用金物			電気・通信工事		
	薪炭類			管工事		
	肥料		その他の設備工事	64		
	文房具		鉄道業		鉄道	
	がん具、娯楽用品		道路旅客運送業		乗合バス、貸切バス	65
	貴金属製品、宝石		ハイヤー、タクシー			
	その他の卸売		道路貨物運送業	貨物自動車	66	
飲食料品小売業	各種食料品	41	その他の道路貨物運送	67		
	酒		水運業		水運	
	食肉		倉庫業	倉庫	68	
	鮮魚		放送・電信・電話 業	放送		
	野菜、果物		電信・電話	電気供給業	電気供給	
	菓子、パン類		電気供給業	ガス・熱供給業	ガス・熱供給	
	米穀類		ガス・熱供給業	その他の運輸、 運輸付随サービ ス、水道業	航空運輸	69
	料理品		その他の運輸、 運輸付随サービ ス、水道業	運輸付帯サービス		
	その他の飲食料品		水道業	水道	71	
	織物小売業		呉服	42		対個人サービス業
洋服地		洗い張り、染物				
衣服、身の回り 品小売業	寝具類	43	写真			
	男子既製服		理髪			
	男子注文服		美容			
	婦人・子供服		浴場			
	靴		ソーブランド			
	履物		駐車場			
	洋品雑貨		保育所、老人ホーム			
	小間物		その他の対個人サービス			
	その他の衣服・身の回り品		44	対事業所サービス業	広告	72
家具、建具	物品賃貸					
金物	情報サービス、興信所					
荒物	その他の対事業所サービス					
陶磁器、ガラス器	映画業	映画館		73		
家庭用電気機械器具		映画サービス				
その他のじゅう器						

事 業 種 目		業種番号	事 業 種 目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74	農林業	農業	81
	ゴルフ場			林業	
	運動施設		漁業、水産養殖業	漁業	82
	その他の娯楽		金属鉱業		83
その他のサービス	土木建築サービス	75	石炭鉱業		84
	医療保険		原油・天然ガス鉱業		85
	医療関連サービス		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	廃棄物処理			その他の非金属鉱業	
	その他のサービス				
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77	銀行・信託業	銀行	87
	電気機械修理			信用金庫	
	その他の修理			信用組合	
				農業協同組合	
		漁業協同組合			
料理・飲食店業	料亭	78			
	日本料理		その他の金融業	質屋	88
	大衆酒場、小料理			貸金	
	外国料理			その他の金融	
	すし		証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	そば、うどん		保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	バー				
	キャバレー		不動産業	建売、土地売買	91
	喫茶			不動産代理仲介	
	その他の飲食			その他の不動産	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79	その他の産業	教育	99
	ラブホテル、モーテル			分類不能	
	ホテル、普通旅館				
	その他の旅館				

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
 なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
- (2) 記載を了した適用額明細書は、他の書類にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (3) 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、全ての租税特別措置について記載してください。
- (4) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。
適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が0又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

《適用額明細書》

- ① 法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額は、金額に「△」又は「－」を付してください。

- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

- ④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小（連結）法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置の記載は必要ありません。

- ② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「区分番号」を確認の上、記載してください。

FB4010

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

4年 5月 1日
5年 4月 30日

法人名 財務電子株式会社

期末現在の資本金の額又は出資金の額 40000000
所得金額又は欠損金額 180358238

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	8000000
平成25年旧措置法第42条の4第6項第1号	00009	3056976
第42条の4第9項第1号	00011	763335
第42条の5第2項第1号	00296	2940000
第42条の5第1項第1号	00277	3000000

目 次

・【別表一（一）】中小企業者等の法人税率の特例 各事業年度の所得に係る申告書－普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団 法人等及び人格のない社団等の分	1
・【別表一（二）】中小企業者等の法人税率の特例 各事業年度の所得に係る申告書－公益法人等（一般社団法人等を除く。）及び協同 組合等の分	2
・【別表一（三）】中小企業者等の法人税率の特例・特定の医療法人の法人税率の特例 各事業年度の所得に係る申告書－特定の医療法人の分	3
・【別表六（六）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	4
・【別表六（七）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（中小企業者等） 中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	5
・【別表六（八）】試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	6
・【別表六（十）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別 控除 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関す る明細書	7
・【別表六（十一）】エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特 別控除 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関す る明細書	8
・【別表六（十二）】中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	9
・【別表六（十三）】事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	10
・【別表六（十四）】沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除・沖縄の情報通信産業振興地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の産業高度化・ 事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額 の特別控除・沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄の金融業務特別地区 において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除・沖縄 の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除	

特例

對外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	24
・【別表十（六）】収用換地等の場合の所得の特別控除・特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除・農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除・特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	25
・【別表十（七）】社会保険診療報酬の所得の計算の特例・農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	26
・【別表十（八）】特定目的会社に係る課税の特例	
特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	27
・【別表十（九）】投資法人に係る課税の特例	
投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	28
・【別表十（十）】特定目的信託に係る受託法人の課税の特例・特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	29
・【別表十一（一の二）】中小企業等の貸倒引当金の特例	
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	30
・【別表十二（一）】海外投資等損失準備金	
海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	31
・【別表十二（二）】金属鉱業等鉱害防止準備金	
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	33
・【別表十二（四）】特定災害防止準備金	
特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	34
・【別表十二（六）】新幹線鉄道大規模改修準備金	
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	35
・【別表十二（七）】使用済燃料再処理準備金	
使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	36
・【別表十二（八）】原子力発電施設解体準備金	
原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	37
・【別表十二（九）】保険会社等の異常危険準備金・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	
保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	38

・【別表十二（十）】 関西国際空港用地整備準備金	
関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	39
・【別表十二（十一）】 中部国際空港整備準備金	
中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	40
・【別表十二（十二）】 特定船舶に係る特別修繕準備金	
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	41
・【別表十二（十三）】 農業経営基盤強化準備金・農用地等を取得した場合の課税の特例	
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	42
・【別表十三（四）】 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例・換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	43
・【別表十三（五）】 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	44
・【別表十三（六）】 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	51
・【別表十三（七）】 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	52
・【別表十三（八）】 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	53
・【別表十三（九）】 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	54
・【別表十三（十）】 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
平成 21 年及び平成 22 年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	55
・【別表十三（十一）】 技術研究組合の所得の計算の特例	
賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	56
・【別表十三（十二）】 転廃業助成金等に係る課税の特例	
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	57
・【別表十四（二）】 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
寄附金の損金算入に関する明細書	58
・【別表十六（一）】 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額	

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	59
・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額	
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	64
・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額	
旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	69
・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額	
旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	74
・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額	
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	79
・【別表十六（七）】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	84
・【別表十六（九）】特別償却準備金の損金算入	
特別償却準備金の損金算入に関する明細書	85

30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

【御注意】		平成 年 月 日		税務署長殿		※		青色申告		一連番号	
1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）とこの間にこれらの大法人に該当する場合又は人格のない社団等（に該当する場合に記載します。）		2 ①資本金及び出資金の額が五億円以上である法人があるもの		②法人税法第41条の7に規定する完全支配関係がある受託法人（以下「受託法人」といいます。）		③相互会社		整理番号		事業年度（至）	
30欄		（フリガナ）		（フリガナ）		（フリガナ）		事業年度（至）		売上金額	
代表者		代表者		代表者		代表者		申告年月日		申告区分	
代表者		代表者		代表者		代表者		申告区分		申告区分	
住所		住所		住所		住所		申告区分		申告区分	
事業年度分の申告書		事業年度分の申告書		事業年度分の申告書		事業年度分の申告書		申告区分		申告区分	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		申告区分		申告区分	
所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）		所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）		所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）		所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）		申告区分		申告区分	
法人税額（36）又は（37）		法人税額（36）又は（37）		法人税額（36）又は（37）		法人税額（36）又は（37）		申告区分		申告区分	
法人税額の特別控除額（別表三（二）「24」）		法人税額の特別控除額（別表三（二）「24」）		法人税額の特別控除額（別表三（二）「24」）		法人税額の特別控除額（別表三（二）「24」）		申告区分		申告区分	
差引法人税額（2）－（3）		差引法人税額（2）－（3）		差引法人税額（2）－（3）		差引法人税額（2）－（3）		申告区分		申告区分	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額		申告区分		申告区分	
課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」）		課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」）		課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」）		課税土地譲渡利益金額（別表三（二）「24」）		申告区分		申告区分	
同上に対する税額（38）＋（39）＋（40）		同上に対する税額（38）＋（39）＋（40）		同上に対する税額（38）＋（39）＋（40）		同上に対する税額（38）＋（39）＋（40）		申告区分		申告区分	
課税留保金額（別表三（一）「39」）		課税留保金額（別表三（一）「39」）		課税留保金額（別表三（一）「39」）		課税留保金額（別表三（一）「39」）		申告区分		申告区分	
同上に対する税額（別表三（一）「47」）		同上に対する税額（別表三（一）「47」）		同上に対する税額（別表三（一）「47」）		同上に対する税額（別表三（一）「47」）		申告区分		申告区分	
法人税額計（4）＋（5）＋（7）＋（9）		法人税額計（4）＋（5）＋（7）＋（9）		法人税額計（4）＋（5）＋（7）＋（9）		法人税額計（4）＋（5）＋（7）＋（9）		申告区分		申告区分	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		申告区分		申告区分	
控除税額（（10）－（11））と（43）のうち少ない金額		控除税額（（10）－（11））と（43）のうち少ない金額		控除税額（（10）－（11））と（43）のうち少ない金額		控除税額（（10）－（11））と（43）のうち少ない金額		申告区分		申告区分	
差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）		差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）		差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）		差引所得に対する法人税額（10）－（11）－（12）		申告区分		申告区分	
中間申告分の法人税額		中間申告分の法人税額		中間申告分の法人税額		中間申告分の法人税額		申告区分		申告区分	
差引確定/中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、（17）へ記入（13）－（14）		差引確定/中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、（17）へ記入（13）－（14）		差引確定/中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、（17）へ記入（13）－（14）		差引確定/中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、（17）へ記入（13）－（14）		申告区分		申告区分	
法人税額の計算		法人税額の計算		法人税額の計算		法人税額の計算		申告区分		申告区分	
中小法人等の場合		中小法人等の場合		中小法人等の場合		中小法人等の場合		申告区分		申告区分	
所得金額（1）（30）＋（31）		所得金額（1）（30）＋（31）		所得金額（1）（30）＋（31）		所得金額（1）（30）＋（31）		申告区分		申告区分	
所得金額（1）		所得金額（1）		所得金額（1）		所得金額（1）		申告区分		申告区分	
土地譲渡税額（別表三（二）「27」）		土地譲渡税額（別表三（二）「27」）		土地譲渡税額（別表三（二）「27」）		土地譲渡税額（別表三（二）「27」）		申告区分		申告区分	
同上		同上		同上		同上		申告区分		申告区分	
所得税の額（別表六（一）「6の③」）		所得税の額（別表六（一）「6の③」）		所得税の額（別表六（一）「6の③」）		所得税の額（別表六（一）「6の③」）		申告区分		申告区分	
外国税額（別表六（二）「16」）		外国税額（別表六（二）「16」）		外国税額（別表六（二）「16」）		外国税額（別表六（二）「16」）		申告区分		申告区分	
計（41）＋（42）		計（41）＋（42）		計（41）＋（42）		計（41）＋（42）		申告区分		申告区分	
控除した金額（12）		控除した金額（12）		控除した金額（12）		控除した金額（12）		申告区分		申告区分	
控除しきれなかった金額（43）－（44）		控除しきれなかった金額（43）－（44）		控除しきれなかった金額（43）－（44）		控除しきれなかった金額（43）－（44）		申告区分		申告区分	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		申告区分		申告区分	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		申告区分		申告区分	
法 0301-0101		法 0301-0101		法 0301-0101		法 0301-0101		申告区分		申告区分	
税務署長殿		税務署長殿		税務署長殿		税務署長殿		申告区分		申告区分	
事業年度分の申告書		事業年度分の申告書		事業年度分の申告書		事業年度分の申告書					

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十五・四・一以後終了事業年度分

24欄又は28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

-2-

27欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表一(三) 特定の医療法人の分……………平二十五・四・一以後終了事業年度分

平成 年 月 日

法 0301-0103

印

別表六(六)

11欄、18欄又は26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名
18欄	円	特別試験研究費の税額控除	円
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第42条の4第2項」※1又は「第42条の4第2項」※2 ②区分番号に、「00007」※1又は「00427」※2 ③適用額欄に、当該別表六(六)18欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第42条の4第2項「00007」平成25年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の4第2項「00427」平成25年4月1日以後に開始した事業年度		法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「8の②」)	17
		当期分の特別控除額 (16)-(17)	18
		差引当期税額基準額残額 (8)又は $(7) \times \frac{30}{100}$ - (9) - (16)	19
		前期繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「4の計」(総額+特別))	20
		平成21年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「7の計」(総額+特別))	21
		平成22年度分繰越税額控除限度超過額 (別表六(六)付表「10の計」(総額+特別))	22
		計 (20)+(21)+(22)	23
		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(23)のうち少ない金額) ((別表六(六)付表「1の①」) ≤ (別表六(六)付表「3の②」) の場合は0)	24
		法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「5の②」+「6の②」)	25
		当期繰越税額控除額 (24)-(25)	26
		法人税額の特別控除額 (11)+(19)+(26)	27
		特別試験研究費の額の明細	
		特別試験研究費の額	
		特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{又は}(5))$	
		特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	
		当期税額基準額残額 (8) - (9)	
		当期税額控除可能額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第42条の4第3項」※1又は「第42条の4第3項」※2 ②区分番号に、「00008」※1又は「00428」※2 ③適用額欄に、当該別表六(六)26欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第42条の4第3項「00008」平成25年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の4第3項「00428」平成25年4月1日以後に開始した事業年度			

別表六(六) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

別表六(七)

7欄又は15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度

法人名

御注意

1 資本金、出資金の額又は出資の総額又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

2 当期の試験研究費の額(「17」の①)が前期の試験研究費の額(「13」の①)と異なる場合には、前期の改定試験研究費の額(「19」の②)欄に「0円」と記載します。

3 当期の試験研究費の額(「17」の①)が前期の試験研究費の額(「13」の①)と異なる場合には、前期の改定試験研究費の額(「19」の②)欄に「0円」と記載します。

御注意		7欄		15欄	
試験研究費の額	1	繰越税額控除の計算に関する明細			
中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の			
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	3	①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第42条の4第6項」※1又は 「第42条の4第6項」※2			
当期税額基準額 (3) × $\frac{20又は30}{100}$	4	②区分番号に、「00009」※1又は「00429」※2			
当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5	③適用額欄に、当該別表六(七)7欄の金額(円単位)を記載してください。			
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「10の②」)	6	※1 平成25年旧措置法第42条の4第6項「00009」 平成25年4月1日に開始した事業年度			
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7	※2 第42条の4第6項「00429」 平成25年4月1日以後に開始した事業年度			
差引当期税額基準額残額 (4)又は(3) × $\frac{30}{100}$ - (5)	8	期繰越中小企業	税控除限度超過額の計算	平	・
繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (20)の計	9	業	平成21年度	事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額
平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (23)の計	10	計	当	期	分
平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (26)の計	11	合	計	(2)	(5)
計 (9) + (10) + (11)	12	外			
同上的うち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (17の①) ≤ (19の②)の場合は0	13	平	・	・	・
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「9の②」)	14	平	・	・	・
当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15	計	当	期	分
法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16	合	計	(2)	(5)
		外			

別表六(七)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

別表六(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

法人名

別表六(八)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

試験研究費の額		1	円	平均売上金額 (別表六(九)「5」)	9	円
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)		2		平均売上金額の10%相当額 $(9) \times \frac{10}{100}$	10	
試験研究費	比較試験研究費の額 (別表六(九)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (10)	11	
				試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$	12	
	基準試験研究費の額 (別表六(九)「11」)	4		超過税額控除割合 $(12) - \frac{10}{100} \times 0.2$	13	
				平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (11) × (13)	14	円
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$				当期税額基準額	15	
当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額)				当期税額控除可能額	16	
税額控除	当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	7		当期税額控除可能額 (8)の金額又は(16)の金額)	17	
	当期税額控除可能額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8		法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「11の②」)	18	
				法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19	

※1 第42条の4第9項第1号「00011」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※2 第42条の4第9項第2号「00012」

当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の10%相当額を超える場合

法 0301-0608

別表六(十)

17欄又は22欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

法人名

別表六(十)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

御注意 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

旧措法第42条の5第1項各号の該当号		1	第 号 ()	第 号 ()	第 号 ()	第 号 ()	第 号 ()		
事業 種 目		2							
資 産 区 分	種 類	3							
	構造、設備の種類又は区分	4							
	細 目	5							
	取 得 年 月 日	6	平 .		平 . .	平 . .	平 . .		
取 得 価 額	事業の用に供した年月日	7	平 .						
	取得価額又は製作価額	8							
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9							
	差引改定取得価額 (8)-(9)又は((8)-(9))× $\frac{50}{100}$	10							
法人 税 額 の									
当 期 分	取得価額の合計額 (10の合計)	11		円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (14)-(15)-(別表六(十一)「15」)	18		円
	税 額 控 除 限 度 額 (11)× $\frac{7}{100}$	12		繰越税額控除限度超過額 (24の計)		19			
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	13		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)		20			
	当 期 税 額 基 準 額 (13)× $\frac{20}{100}$	14		法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「27の②」)		21			
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (20)-(21)		22			
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「28の②」)	16		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17)+(22)		23			
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 (15)-(16)	17							
	翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	24		当期控除可能額等	25		翌 期 繰 越 額 (24)-(25)	26	
平 .				円					
平 .									
平 .						外		円	
平 .									
計									
当 期						外			
合									
機 械 設 備 等 の 概 要									

17欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「平成23年12月旧措置法第42条の5第2項」

②区分番号に、「00029」

③適用額欄に、当該別表六(十)17欄の金額(円単位)を記載してください。

22欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「平成23年12月旧措置法第42条の5第3項」

②区分番号に、「00030」

③適用額欄に、当該別表六(十)22欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六(十一)

17欄又は22欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

法人名

別表六(十一)

平二五・四

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください。

2 平成25年4月1日以後に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等にあつては、その取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用がありませんので、御注意ください。

御注意	措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	事業種目	2					
	資産	3					
	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	平・				
	事業の用に供した年月日	7	平・				
	取得価額又は製作価額	8					
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)-(9)	10					
	法人税額の特別控除額の計算						
	取得価額の合計額(10の合計)	11	円				円
	税額控除限度額(11)× $\frac{7}{100}$	12					
	当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	13					
	当期税額基準額(13)× $\frac{20}{100}$ -(別表六(十)「15」)	14					
	当期税額控除可能額(12)と(14)のうち少ない金額	15					
	法人税額超過構成額(別表六(二十三)「13の②」)	16					
	当期分の特別控除額(15)-(16)	17					
	前期繰越税額控除限度超過額の計算						
	事業年度又は連結事業年度						
	前期繰越額又は当期税額控除限度額	24	円				
	当期控除可能額等	25	円				
	翌期繰越額(24)-(25)	26					
	平・						
	平・						
	平・						
	平・						
	計						
	当期						
	合						
	要						

17欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の5第2項」、
「平成25年旧措置法第42条の5第2項」、
「平成24年旧措置法第42条の5第2項」又は
「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第2項」

②区分番号に、「00296」

③適用額欄に、当該別表六(十一)17欄の金額(円単位)を記載してください。

22欄

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の5第3項」、
「平成25年旧措置法第42条の5第3項」、
「平成24年旧措置法第42条の5第3項」又は
「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第3項」

②区分番号に、「00297」

③適用額欄に、当該別表六(十一)22欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六(十二)

16欄又は21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十二)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（農業協同組合等を除きます。）は、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（農業協同組合等を除きます。）は、この制度の適用があります。また、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください）。

措法第42条の6第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産区分	3					
種 類	4					
機械装置等の名称	5	平				
取得年月日	6	平				
指定事業の用に供した年月日	7					
取得価額又は製作価額	8					
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	10					
法人税額の特別控除額の計算	11					
取得価額の合計額 (9)の合計	12	円				円
税額控除限度額 (10)× $\frac{7}{100}$	13					
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14					
当期税額基準額 (12)× $\frac{20}{100}$	15					
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	16					
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「15の②」)	17					
当期分の特別控除額 (14)-(15)	18					
前期繰越税額控除限度超過額の計算	19					
前期繰越税額控除限度超過額 (13)-(14)	20					
繰越税額控除限度超過額 (23)の計	21					
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	22					
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「14の②」)	23					
当期繰越税額控除額 (19)-(20)	24					
法人税額の特別控除額 (16)+(21)	25					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算	26					
事業年度又は連結事業年度	27					
前期繰越税額控除限度額	28					
当期控除可能額等	29					
翌期繰越税額 (23)-(24)	30					
平 平	31	円				
平 平	32					
平 平	33					
外	34					
外	35					
外	36					
当 合	37					
要	38					

16欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第42条の6第2項」

②区分番号に、「00043」

③適用額欄に、当該別表六(十二)16欄の金額(円単位)を記載してください。

21欄

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第42条の6第3項」又は

「平成24年旧措置法第42条の6第3項」

②区分番号に、「00044」

③適用額欄に、当該別表六(十二)21欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六(十三)

21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十三)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

旧措法第42条の7第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産種類	3					
設備の名称	4					
取得年月日	5	平・				
事業の用に供した年月日	6	平・				
取得価額	7					
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額 (7) - (8)	9					
法人税額の特別控除額の計算						
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	10	円		労務費の額	22	円
当期税額基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11			教育訓練費の額	23	
取得価額の合計額 (9)の合計	12			教育訓練費割合 $\frac{(23)}{(22)}$	24	
税額控除限度額 $(12) \times \frac{7}{100}$	13			教育訓練費に係る税額控除限度額 $(23) \times (24)$ の場合	25	0.12
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14			教育訓練費に係る税額控除限度額 $(24) - 0.15\% \times 40 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	26	
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「30の②」)	15			教育訓練費に係る税額控除限度額 $(23) \times (25)$ 又は $(23) \times (26)$	27	円
当期分の特別控除額 (14) - (15)	16			差引当期税額基準額残額 (11) - (14) - (19)	28	
差引当期税額基準額残額 (11) - (14)	17			当期税額控除可能額 (27)と(28)のうち少ない金額	29	
繰越税額控除限度超過額 (33)の計	18			法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「31の②」)	30	
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19			当期分の特別控除額 (29) - (30)	31	
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「29の②」)	20			当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21	
当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21			法人税額の特別控除額 (16) + (21) + (31)	32	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (33) - (34)			
	33	34	35			
平・	円	円				
平・		外	外	円		
平・		(19)				
計	(13)	(14)	外			
当期分						
合計						
設備の概要						

21欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成23年12月旧措法第42条の7第3項」

②区分番号に、「00070」

③適用額欄に、当該別表六(十三)21欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六(十四)

18欄又は23欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

・
・

法人名

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の9第1項の表の各号の該当号)		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事 業 種 目		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	取 得 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)-(9)	10					
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
当 期 分	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25)の計	20	
	税 額 控 除 限 度 額 $((11)-(12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額	21	
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	14			法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「16の②」)	22	
	当 期 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (21)-(22)	23	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (13)と(15)のうち少ない金額	16					
	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「17の②」)	17					
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 (16)-(17)	18			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18)+(23)	24	
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は 当期税額控除限度額		当期控除可能額等		翌 期 繰 越 額 (5)-(26)	
		25		26		27	
平 . .		円		円			
平 . .		外		外		円	
平 . .		外		外			
平 . .		外		外			
平 . .		外		外			
平 . .		外		外			
平 . .		外		外			
平 . .		外		外			
平 . .		外		外			
計		(21)					
当 期 分		(13)		(16)		外	
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

P12参照

○ 別表六（十四）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 1 号」）	第42条の 9 第 1 項第 1 号	00406	「18」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 2 号」）	第42条の 9 第 1 項第 2 号	00407	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 3 号」）	第42条の 9 第 1 項第 3 号	00408	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 4 号」）	第42条の 9 第 1 項第 4 号	00409	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （1 欄が「第 5 号」）	第42条の 9 第 1 項第 5 号	00410	

○ 別表六（十四）「23」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	「第42条の 9 第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで）」又は「平成24年旧措置法第42条の 9 第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで）」	00411	「23」の欄の金額

別表六(十五)

16欄又は21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十五)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1								
資産種類	2								
産構造、用途又は設備の種類	3								
区分取得年月日	4	平	・						
分事業の用に供した年月日	5	平	・						
取得価額	6								
取得価額又は製作価額	7								
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引改定取得価額 (6)-(7)	8								
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額 (8)の合計	9								
同上のうち建物及びその附属設備に係る額	10								
税額控除限度額 (9)-(10)× $\frac{15}{100}$ +(10)× $\frac{8}{100}$	11								
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12								
当期税額基準額 (12)× $\frac{20}{100}$	13								
当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14								
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「26」の②)	15								
当期分の特別控除額 (14)-(15)	16								
差引当期税額基準額残額 (13)-(14)	17								
繰越税額控除限度超過額 (23)の計	18								
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19								
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「25」の②)	20								
当期繰越税額控除額 (19)-(20)	21								
法人税額の特別控除額 (16)+(21)	22								
翌期繰越税額控除限度超過額の計算									
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (23)-(24)						
	23	24	25						
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
平	・	・							
計									
当期									
合計									
設備等の概要									

16欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第42条の10第2項」

②区分番号に、「00085」

③適用額欄に、当該別表六(十五)16欄の金額(円単位)を記載してください。

21欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第42条の10第3項」

②区分番号に、「00086」

③適用額欄に、当該別表六(十五)21欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六(十六)

19欄又は24欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十六)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特定国際戦略事業の内容	3					
資 種 類	4					
産 構造、設備の種類又は区分	5					
区 細 目	6					
分 取 得 年 月 日	7	平・				
特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平・				
取得価額又は製作価額	9					円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
差引改定取得価額(9)－(10)	11					
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額(11)の合計	12		円			円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			前期繰越税額控除限度超過額(26の計)	20	
税額控除限度額 $(12) - (13) \times \frac{15}{100} + (13) \times \frac{8}{100}$	14			繰越税額控除限度超過額(26の計)	21	
当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	15			同上のうち当期繰越税額控除可能額(20)と(21)のうち少ない金額	22	
当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16			法人税額超過構成額(別表六(二十三)「18の②」)	23	
当期税額控除可能額(14)と(16)のうち少ない金額	17			当期繰越税額控除額(22)－(23)	24	
法人税額超過構成額(別表六(二十三)「19の②」)	18			法人税額の特別控除額(19)＋(24)	25	
当期分の特別控除額(17)－(18)	19					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期当期税額	24欄		又は当期控除可能額等	翌期繰越額	
平・					28	
平・						
平・						円
計						
当期分	(14)					
合計						
機械設備等の概要						

19欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の11第2項」

②区分番号に、「00301」

③適用額欄に、当該別表六(十六)19欄の金額(円単位)を記載してください。

前期

繰越

税額

控除

限度

超過

額

の

計

算

24欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の11第3項」

②区分番号に、「00302」

③適用額欄に、当該別表六(十六)24欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六(十七)
15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	法人名			
基準雇用者数の計算	適用年度終了の日における雇用者の数	1	円	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 (20万円又は40万円)×(4) (8)<(9)の場合は0)	10	円	
	適用年度開始の日の前日における雇用者の数	2						
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	3			当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	11		
	基準雇用者数 (1)-(2)又は(1)-((2)-(3)) (マイナスの場合は0)	4			当期税額基準額 (11)× $\frac{10又は20}{100}$	12		
基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)}$ 又は $\frac{(4)}{(2)-(3)}$		5	円	税額の計算	当期税額控除可能額 (10)と(12)のうち少ない金額)	13	円	
給与等支給額の計算	適用年度における給与等の支給額	6						
	同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	7			法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「20の②」)	14		
	給与等支給額 (6)-(7)	8						
比較給与等支給額 (23)		9			法人税額の特別控除額 (13)-(14)	15		
比較給与等支給額の計算								
事業年度又は連結事業年度		給与等支給額	(17)のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額	差引 (17)-(18)	適用年度の月数 (16)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定給与等の支給額 (17)×(20)又は (19)×(20)		
16		15欄			20	21		
調整対象年度	平	・	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「平成25年旧措置法第42条の12第1項」※1又は「第42条の12第1項」※2 ②区分番号に、「00303」※1又は「00440」※2 ③適用額欄に、当該別表六(十七)15欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1 平成25年旧措置法第42条の12第1項「00303」 平成25年4月1日に開始した事業年度 ※2 第42条の12第1項「00440」 平成25年4月1日以後に開始した事業年度					円
	平	・						
	平	・						
	平	・						
適用年度前1年							円	
比較								
</								

別表六(十八)

16欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十八)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

1

円

事業種目

2

設備の種類

3

機械等の名称

4

取得年月日

5

事業の用に供した年月日

6

16欄

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の12の2第2項」

②区分番号に、「00444」

③適用額欄に、当該別表六(十八)16欄の金額(円単位)を記載してください。

取得価額又は製作価額

7

法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額

8

差引改定取得価額(7)-(8)

9

法人税額の特別控除額の計算

取得価額の合計額(9の合計)

10

円

当期税額基準額
(12) $\times \frac{20}{100}$

13

円

税額控除限度額
(10) $\times \frac{3}{100}$
(1) $\leq$ ⑩の場合又は(1) $\leq$ ⑩の場合(0)

11

当期税額控除可能額
(11)と(13)のうち少ない金額

14

法人税額超過構成額
(別表六(二十三)「21の②」)

15

当期の所得に対する法人税の額
(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)

12

法人税額の特別控除額
(14)-(15)

16

償却費として損金経理をした金額の計算

減価償却資産の当期償却額
損益計算書に計上された減価償却費の額

17

円

減価償却資産の当期償却額のうち当期に取得等をした生産等資産を構成する機械等に係る普通償却限度超過額

19

円

減価償却資産の当期償却額
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額

18

同上のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額

20

償却費として損金経理をした金額
(17)+(18)-(19)-(20)

21

比較取得資産総額等の計算

前事業年度又は前連結事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前事業年度又は前連結事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

22

円

適用対象年度の月数
前事業年度又は前連結事業年度の月数

23

比較取得資産総額
(22) $\times$ (23)

24

円

比較取得資産総額の110%相当額
(24) $\times \frac{110}{100}$

25

機械等の概要

別表六(十九)

16欄又は21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます。）であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（中小企業等協同組合等を除きます。）は、この制度の適用があります。この制度の適用がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称	1								
事業種目	2								
資産区分	3								
設備の名称	4								
取得年月日	5								
指定事業の用に供した年月日	6								
取得価額又は製作価額	7								
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引改定取得価額 (7) - (8)	9								
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額 (9) の合計	10								
税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$	11								
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12								
当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13								
当期税額控除可能額 (11) と (13) のうち少ない金額	14								
法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「23の②」)	15								
当期分の特別控除額 (14) - (15)	16								
翌期繰越税額控除限度超過額の計算									
事業年度又は連結事業年度	23								
前期繰越額又は当期税額控除限度額	24								
当期控除可能額等	25								
翌期繰越額 (23) - (24)	26								
平	27								
平	28								
平	29								
計	30								
当期分	31								
合計	32								
設備の概要									

別表六(十九)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

16欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の12の3第2項」
②区分番号に、「00448」
③適用額欄に、当該別表六(十九)16欄の金額(円単位)を記載してください。

21欄

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合（前期からの繰越税額控除がある場合）の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の12の3第3項」
②区分番号に、「00449」
③適用額欄に、当該別表六(十九)21欄の金額(円単位)を記載してください。

別表六(二十)

13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
雇用者給与等支給額	1	税 額 控 除 限 度 額 (3) × $\frac{10}{100}$ (1) < (5) の場合又は (6) < (7) の場合は 0	8
基準雇用者給与等支給額 (17)	2	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	9
雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は 0)	3	当 期 税 額 基 準 額 (9) × $\frac{10 \text{又は} 20}{100}$	10
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (8) と (10) のうち少ない金額	11
比較雇用者給与等支給額 (21)	5	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十三)「24の②」)	12
平 均 給 与 等 支 給 額 (25の①)	6	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (11) - (12)	13
比較平均給与等支給額 (25の②)	7		
基 準 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算			
基 準 事 業 年 度 又 は 基 準 連 結 事 業 年 度 等	国内雇用者に対する 給 与 等 の 支 給 額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(14) \text{の基準事業年度又は} \text{基準連結事業年度等の月数}}$	基準雇用者給与等支給額 (15) × (16)
14	15	16	17
平 均 平 均	円	円	円
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算			
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給 与 等 の 支 給 額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(18) \text{の前事業年度又は} \text{前連結事業年度の月数}}$	比較雇用者給与等支給額 (19) × (20)
18	19	20	21
平 均 平 均	円	円	円
平 均 給 与 等 支 給 額 及 び 比 較 平 均 給 与 等 支 給 額 の 計 算			
	平均給与等支給額の計算	比較平均給与等支給額の計算	
	適 用 年 度	前事業年度又は前連結事業年度	
			②
国内雇用者に対する給与等の支給額	22	(1)	13欄 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第42条の12の4第1項」 ②区分番号に、「00450」 ③適用額欄に、当該別表六(二十)13欄の金額(円単位)を記載してください。
同 上 の う ち 日 々 雇い入れられる者に係る金額	23		
月別支給対象者の合計数	24		
平均給与等支給額及び 比較平均給与等支給額 $\frac{(22) - (23)}{(24)}$	25		

別表六(二十)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

5欄若しくは19欄に記載がある場合又は42欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で45欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

法人名

平二十五・四・一以後終了事業年度分

別表十(一)

9欄又は12欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③ 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

				事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名		
					・	・		()	
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(国際物流拠点産業集積地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1	第	号	所得基準額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	5	円	
						軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6		
						(5)と(6)のうち少ない金額	7		
						所得基準額 $(7) \times \frac{35 \text{又は} 40}{100}$	8		
設立年月日	2	平	.	.	特別控除額の計算	(1)が第3号の場合 特別控除額(8)	9		
						人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額	10		
認定法人としての認定を受けた日	3	平	.	.	特別控除額の計算	人件費基準額 $(10) \times \frac{20}{100}$	11		
						特別控除額(第3号に係る(8)と(11)のうち少ない金額)	12		
事業種目	4								

別表十(一)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1001

12欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第60条第1項第3号」
②区分番号に、「00210」
③適用額欄に、当該別表十(一)12欄の金額(円単位)を記載してください。

9欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除(1欄が「第1号」)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第60条第1項第1号」
②区分番号に、「00208」
③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください。

9欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除(1欄が「第2号」)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第60条第1項第2号」
②区分番号に、「00425」
③適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください。

③

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

・

・

法人名

()

別表十(二)

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
国際戦略総合特別区域の名称	1		損金算入額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
指定特定事業法人としての指定を受けた日	2	平 . .		軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容	3			損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算						
指定の取消日	8	平 . .	指定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9		円
算入された金額において損金の計算に適用対象年度に	事業年度又は連結事業年度		損金算入額			
			10			
	平	.			円	
	平	.				
	平	.				
	平	.				
	平	.				
	平	.				
合 計						

法 0301-1002

7欄

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第60条の2第1項」
②区分番号に、「00352」
③適用額欄に、当該別表十(二)7欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十(三)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③

認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十(三)

平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人の別	1	認定研究開発事業法人 ・ 認定統括事業法人	損金算入額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の二「34の①」)	4	円
研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた日	2	平 . .		軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	5	
				(4)と(5)のうち少ない金額	6	
研究開発事業又は統括事業の内容	3			損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日	8	平 . .	認定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
適用対象年度において損金の計算に	事業年度又は連結事業年度		損金算入額		
			10		円
	平 .				
	平 .				
	平 .				
	平 .				
	平 .				
	平 .				
	平 .				
	合				

7欄

認定研究開発事業法人等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第61条第1項」

②区分番号に、「00353」

③適用額欄に、当該別表十(三)7欄の金額(円単位)を記載してください。

法 0301-1003

別表十(四)

16欄又は40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	(	)
----------------------	---	---	-----	---	---

別表十(四)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

16欄

備 金 の 名 称 1

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第58条第1項」※1、「同第9項」※1、
「平成25年旧措置法第58条第2項」※2又は
「第58条第2項」※3
② 区分番号に、「00203」※1、「00204」※2又は
「00482」※3
③ 適用額欄に、当該別表十(四)16欄の金額(円単位)を
記載してください。

- ※1 第58条第1項「00203」
探鉱準備金の損金算入
※1 第58条第9項「00203」
探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い
適用を受ける場合)
※2 平成25年旧措置法第58条第2項「00204」
海外探鉱準備金の損金算入(平成25年4月1日前
に開始した事業年度である場合)
※3 第58条第2項「00482」
同上(平成25年4月1日以後に開始した事業年度
である場合)

翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額	12	円
	3年を経過した場合の益金算入額 (25)の計)	13	
	同上以外の場合による益金算入額 (26)の計+27)の計)	14	
	計 (13)+(14)	15	
	当期積立額のうち損金算入額 (2)-(11)	16	
	期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17	
貸借対照表 の金額との差 額の明細	貸借対照表に計上されている 探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18	
	差 引 (18)-(17)	19	
当期分	貸借対照表の取崩不足額 (15)-((2)-((18)-前期の(18)))	20	
	当期に生じた差額の合計額 (11)+(20)	21	
前 期 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22	

額 の 計 算

当 期 益 金 算 入 額			翌 期 繰 越 額 (24)-(25)-(26)-(27)
を 経 過 場 合	任 意 取 崩 し 等 の 場 合	(25) 及 び (26) 以 外 の 場 合	
25	26	27	28
円	円	円	円

40欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第59条第1項」※1、「平成25年旧措置法第59条
第2項」※2又は「第59条第2項」※3
② 区分番号に、「00205」※1、「00206」※2又は
「00483」※3
③ 適用額欄に、当該別表十(四)40欄の金額(円単位)を
記載してください。

- ※1 第59条第1項「00205」
新鉱床探鉱費の特別控除
※2 平成25年旧措置法第59条第2項「00206」
海外新鉱床探鉱費の特別控除(平成25年4月1日前
に開始した事業年度である場合)
※3 第59条第2項「00483」
同上(平成25年4月1日以後に開始した事業年度で
ある場合)

新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

基 礎 金 額 の 計 算	3年を経過した場合の益金算入額 (25)の計)	34	円
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26)の計)	35	
	益 金 算 入 基 準 額 (34)+(35)	36	
所 得 基 準 額 の 計 算	所得金額総計又は個別所得金額仮計 (別表四「40の①」又は別表四の二付 表「48の①」)	37	
	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	所 得 基 準 額 (37)又は(37)-(38))	39	

特 別 控 除 額
(33)、(36)と(39)のうち少ない金額)

40

算	探 鉱 費 基 準 額 (29)又は(31)-(32))	33	
---	---------------------------------	----	--

別表十(五)

20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

③

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十五

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算																	
日本船舶・船員確保計画の認定日		1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間		2	平	・	・	準日本船舶につき国土交通大臣の確認を受けた日	3	平	・	・	
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算																	
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称		4														
	日本船舶の純トン数		5		トン		トン		トン		トン		トン		トン		トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数		6														
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120円)$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180円)$		7														円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数		8														トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90円)$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135円)$		9														円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数		10														トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 60円)$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90円)$		11														円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数		12														トン
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 30円)$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45円)$		13														円
日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)		14															
日本船舶の持分比率		15															
日本船舶の稼動日数		16															日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)		17		円		円		円		円		円		円		円	円
損金算入額又は益金算入額の計算																	
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(五)付表一「25」)		18															円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17の合計額)		19															円
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算																	
認定の取消日		22	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)		23									円
前金額までの合計額に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度		日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額		日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額		損金算入額 (24)-(25)										
			24		25		26										
	平		円		円		円										
	平																
	平																
	平																
	平																
	平																
合計																	

20欄

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合(損金算入額がある場合)には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「平成25年旧措置法第59条の2第1項」※1又は
 「第59条の2第1項」※2
 ②区分番号に、「00207」※1又は「00484」※2
 ③適用額欄に、当該別表十(五)20欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第59条の2第1項「00207」
 平成25年4月1日に開始した事業年度
 ※2 第59条の2第1項「00484」
 平成25年4月1日以後に開始した事業年度

別表十(六)

18欄、33欄、38欄、43欄又は48欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。
ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十(六)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度 法人名

I 収用換地等の場合の所得の特別控除等に関する明細書			
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1	
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	平 . .
	収用換地等による譲渡年月日	3	平 . .
	譲渡資産の種類	4	
38欄	た補償金等の額	5	円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の4第1項」又は「平成25年旧措置法第65条の4第1項」 ②区分番号に、「00358」 ③適用額欄に、当該別表十(六)38欄の金額(円単位)を記載してください。			
収用換地等の場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の2第1項」※1、「同第2項」※2又は「同第7項」※3 ②区分番号に、「00217」 ③適用額欄に、当該別表十(六)18欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1「第65条の2第1項」 収用換地等により特別控除の適用を受ける場合 ※2「第65条の2第2項」 換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受ける場合 ※3「第65条の2第7項」 特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合			
5,000万円 - (16)			
特 別 控 除 額 ((14)又は(15)と(17)のうち少ない金額)			
18			

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書			
43欄	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の5第1項」 ②区分番号に、「00220」 ③適用額欄に、当該別表十(六)43欄の金額(円単位)を記載してください。	34	円
48欄	た交換差金の額	23	
33欄	度 益 の 額	28	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第65条の5の2第1項」 ②区分番号に、「00221」 ③適用額欄に、当該別表十(六)48欄の金額(円単位)を記載してください。			
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額 1,500万円 - (34)			
35			
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (36)			
37			
特 別 控 除 額 ((28)、(35)と(37)のうち少ない金額)			
38			
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額 800万円 - (39)			
40			
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (41)			
42			
特 別 控 除 額 ((28)、(40)と(42)のうち少ない金額)			
43			
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 1,000万円 - (44)			
45			
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額 特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (46)			
47			
特 別 控 除 額 ((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)			
48			
特 別 控 除 額 ((28)、(30)と(32)のうち少ない金額)			
33			

別表十(七)

6欄、22欄又は27欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十七

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

6欄

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「平成25年旧措置法第67条第1項」※1又は
「第67条第1項」※2

- ②区分番号に、「00271」※1又は「00485」※2

③適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第67条第1項「00271」

平成25年4月1日前に開始した事業年度

※2 第67条第1項「00485」

平成25年4月1日以後に開始した事業年度

損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
	同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
	損金算入額 (3) - (5)	6	

度額の計算

法定経費率による経費の額

2,500万円以下の金額

7

(7) × $\frac{72}{100}$

12

円

2,500万円を超え3,000万円以下の金額

8

(8) × $\frac{70}{100}$

13

22欄

3,000万円を超え4,000万円以下の金額

9

4,000万円を超え5,000万円以下の金額

10

計 (2)
(7) + (8) + (9) + (10)

11

農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の3第1項」

- ②区分番号に、「00376」

③適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください。

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23			27欄			
基金の名称	24						
告示番号	25	平第	号				
当期に支出した負担金等の額	26		円				
同上のうち損金の額に算入した金額	27						

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第66条の11第1項」

- ②区分番号に、「00374」

③適用額欄に、当該別表十(七)27欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十(八)

13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表十(八)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

配当の額の計算	利益の配当の額	1	特定社債の発行を している場合の調整	特定社債の当期末残高	14
	みなし配当の額	2		$(14) \times \frac{5}{100}$	15
	配当の額 (1) + (2)	3		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4	特定社債の発行を している場合の調整	$(15) - (16)$	17
	前期繰越損失の額	5		当期に償還した 特定社債の額の合計額	18
	減損損失の額	6		特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	19
	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7		$(18) - (19)$	20
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8		損金の額に算入される 減価償却費の額	21
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9		$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10		特定社債の発行を している場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$	23
(3)が(10)を超える場合の(3)の額		11			
所得金額合計 (別表四「34の①」)		12			
支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額		13			

法 0301-1008

13欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の14第1項」
- ②区分番号に、「00396」
- ③適用額欄に、当該別表十(八)13欄の金額(円単位)
を記載してください。

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十
(九)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

投資法人に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の15第1項」
- ②区分番号に、「00397」
- ③適用額欄に、当該別表十(九)10欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十(十)

16欄又は33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

④

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表十(十)

平二十五・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 当 期 末 残 高	17	円
	超 過 分 配 額	2				
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3		$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
分 配	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4		期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
可 能	前 期 繰 越 損 失 の 額	5				
利	減 損 損 失 の 額	6		$(18) - (19)$	20	
益	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7				
の	差 引 計	8		当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21	
額	(8) (社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)-(26)) (マイナスの場合は0)	9		特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の	22	
の	超 過 分 配 額 (2)	10				
計 算	超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (10) に 充 て ら れ た 金 額	11				
	分 配 可 能 利 益 の 額 (9) + (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12				
	$(12) \times \frac{90}{100}$	13				
	(1) が (13) を 超 え る 場 合 の (3) の 額	14		$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15		社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26	
	利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 (14) と (15) の うち 少 な い 金 額	16				

16欄

特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第68条の3の2第1項」

②区分番号に、「00398」

③適用額欄に、当該別表十(十)16欄の金額(円単位)を記載してください。

Ⅱ 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額	28		期 首 繰 越 損 失 の 額	35	
	収 益 の 分 配 の 額 (27) - (28)	29				
	$\frac{(27)}{(41)}$	30				
	(30) が $\frac{90}{100}$ を 超 え る 場 合 の (29) の 額	31				
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32				
	収 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 (31) と (32) の うち 少 な い 金 額	33				

33欄

特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第68条の3の3第1項」

②区分番号に、「00399」

③適用額欄に、当該別表十(十)33欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十一（一の二）

8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十一（一の二） 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	()
--------------	-----	-----

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時点において租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。） 10/1,000 (2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。） 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000

(5) その他の事業 6/1,000

当 期 繰 入 額				1		貸 倒 実 績 率 の 計 算	平成23年改正令附則第5条第2項の規定の適用				10	有 ・ 無
繰 入 限 度 の 計 算	期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額 (26の計)			2			前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額				11	円
	貸 倒 実 績 率 (19)			3			(11) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数				12	
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (28の計)			4	円		前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度）の貸倒れによる損失の額等の合計額 令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額				13	円
	法 定 の 繰 入 率			5	1,000		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額				14	
	繰 入 限 度 額 ((2)×(3))又は((4)×(5))			6	円		損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額				15	
	経過措置の適用を受ける場合の繰入限度額 (6)×(25%、50%又は75%)			7			益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額				16	
公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)× $\frac{112}{100}$			8		貸倒れによる損失の額等の合計額 (13)+(14)+(15)－(16)				17			
繰 入 限 度 超 過 額 (1)－((6)、(7)又は(8))			9		(17)× $\frac{12}{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}$				18			
					貸 倒 実 績 率 $\frac{(18)}{(12)}$ (小数点以下4位未満切上げ)				19			
一 括 評 価 金 銭 債 権 の 明 細												
勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(20)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権等の額及び非適格合併等により併法法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (20)+(21)－(22)－(23)－(24)－(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)－(27)			
	20	21	22	8欄	24	25	26	27	28			
	円	円	円		円	円	円	円	円			
計												
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細												
平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額				29	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 $\frac{(30)}{(29)}$ (小数点以下3位未満切捨て)				31		
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額				30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計)×(31)				32	円	

8欄

中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合には、適用額明細書は、

①租税特別措置法の条項欄に、「第57条の9第3項」

②区分番号に、「00392」

③適用額欄に、当該別表十一（一の二）8欄の金額（円単位）を記載してください。

別表十二(一)

20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十二(一)

平成二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 法 人 の 名 称 等	1	(第 号該当法人)	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額	16					
本店又は主たる事務所の所在地	2			当 期 益 金 算 入 額	5 年経過後 5 年間均等 益 金 算 入 額 (29)の計)	17				
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定	3	昭平第 号			同上以外の場合による 益 金 算 入 額 (30)の計)	18				
特 定 株 式 等 の 認 定	4	昭平第 号			計 (17) + (18)	19				
特定法人株式等の保有割合の計算	期 末 現 在 の 旧 特 定 投 資 法人等の発行済株式又は 出 資 の 総 数 又 は 総 額	5		の 計 算	当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (9) - (15)	20				
	期末に有する旧特定投資法人等 の株式又は出資の数又は金額	6			期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (16) - (19) + (20)	21				
	共同して投資する内国法人等が 有する旧特定海外事業法人等 の株式又は出資の数又は金額	7				貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	22			
	保 有 割 合 $\frac{(6) \text{又は} (6) + (7)}{(5)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	8					差 引 (22) - (21)	23		
当 期 積 立 額	9			貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (19) - ((9) - ((22) - 前期の(22)))	24			
積 立 限 度 額 の 計 算	当期において取得した特定株式 等 の 取 得 年 月 日	10				平 号	当 期 分	当期に生じた差額の合計額 (15) + (24)	25	
	(10)の特定株式等のうち期末に有 するものの取得価額	11				前 期 分		前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(23))	26	
	同 上 の $\frac{30 \text{又は} 90}{100}$ 相 当 額	12						積 立 限 度 超 過 額 (9) - (14)	27	
	取得年度に特定株式等の帳簿 価 額 を 減 額 し た 金 額	13				28				
積 立 限 度 額	14			29						
積 立 限 度 超 過 額	15			30						
益 金 算 入 額 の 計 算										
積 立 事 業 年 度	当初の積立額のうち損金算入額	期 首 現 在 の 準 備 金 額	当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (28) - (29) - (30)					
	27	28	5 年経過後 5 年間均等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (27) $\times \frac{60}{60}$	(29) 以外の場合		31				
積立日から五年を経過したものの翌	・	円	円	円	円					
	・					円				
	・									
	・									
	・									
積立日から五年を経過しないものの翌	・									
	・									
	・									
	・									
	・									
当 期 分										
計		円	円	円						

P32参照

○ 別表十二（一）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金（資源開発事業法人（第1号該当法人で第3号該当法人を除く。））	「第55条第1項第1号」又は「同第9項」	00188	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金（資源開発投資法人（第2号該当法人で第4号該当法人を除く。））	「第55条第1項第2号」又は「同第9項」	00189	
海外投資等損失準備金（資源探鉱事業法人（第3号該当法人））	「第55条第1項第3号」又は「同第9項」	00190	
海外投資等損失準備金（資源探鉱投資法人（第4号該当法人））	「第55条第1項第4号」又は「同第9項」	00191	

※「第55条第9項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

事業場の名称	1		翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	6	円
				当期益金算入額	7	
				鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8	
特定施設の名称	2			同上以外の場合による 益金算入額	9	
				計 (7) + (8)	9	
当期準備金積立額	3			当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (5)	10	
				期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)	11	
積立限度額	4		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	12	
(当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた鉱害防止積立金の金額)				差引 (12) - (11)	13	
				当期分	14	
				貸借対照表の取崩不足額 (9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))	15	
積立限度超過額 (3) - (4)	5			当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	16	
				前期末における差額 (前期の(13))	16	

別表十二(二) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1202

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

① 租税特別措置法の条項欄に、
「第55条の5第1項」※1又は「同第7項」※2

② 区分番号に、「00192」

③ 適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単位)
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(四)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
期首特定災害防止準備金の金額	6			円
翌期繰越額の計算	当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
		同上以外の場合による益金算入額	8	
		計 (7) + (8)	9	
		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (5)	10	
		期末特定災害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)	11	
	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金	12	
		差引 (12) - (11)	13	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9) - ((3) - ((12) - 前期の(12)))	14	
		当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	15	
	前前期分	前期末における差額 (前期の(13))	16	

別表十二(四) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1204

10欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第55条の6第1項」※1又は「同第7項」※2
- ②区分番号に、「00194」
- ③適用額欄に、当該別表十二(四)10欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(六)

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

() 円

別表十二(六) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称		1		翌 期 益 金 算 入 額 の 計 算	期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		13		
引当金積立計画の承認年月日		2	平 . .		10 年 間 均 等 益 金 算 入 額 等 の 計 算	最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額		14	
承認積立計画に記載された引当金の積立期間		3	平 . . 平 . .			10年間均等益金算入額等 $(14) \times \frac{\text{120月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}{120}$		15	
同上の積立期間の月数		4			同上以外の場合による益金算入額		16		
当期積立額		5			計 (15) + (16)		17		
積立限度額の計算	累積限度額 〔全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額〕	6		の 計 算	当期積立額のうち損金算入額 (5) - (8)		18		
	積立限度額 $(6) \times \frac{\text{ }}{(4)}$	7			差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (13) - (17) + (18)		19		
	積立限度超過額 (5) - (7)	8			累積限度超過額 (11)		20		
累積限度超過額の計算	差引新幹線鉄道大規模改修準備金	9		貸 借 対 照 表	期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 (19) - (20)		21		
	累積		貸借対照表に計上されている新幹線鉄道大規模改修準備金		22				
	累積限度 (9) +		差引		23				
限度超過額 (8) +							24		
							25		
							26		

18欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第56条第1項」※1又は「同第10項」※2

②区分番号に、「00195」

③適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(七)

13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十二(七)
平二五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当 期 準 備 金 積 立 額		1	円	翌	期	期首使用済燃料再処理準備金の金額	9	円
積立限度超過額の計算	当 期 準 備 金 積 立 額	2		繰越金額	当 期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
	積 立 限 度 額	3			益 金	同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				入 額	計 (10) + (11)	12	
	積 立 限 度 超 過 額 (2) - (3)	4			の 計	当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13	
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料	当 期 準 備 金 積 立 額	5		貸借対照表の金額と前期の差額の明細	算	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14	
	積 立 限 度 額	6			貸 借 対 照 表	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				の 金 額	差 引 (15) - (14)	16	
	積 立 限 度 超 過 額 (5) - (6)	7			当 期	貸借対照表の取崩不足額 (12) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17	
当 期 積 立 限 度 超 過 額 (4) + (7)		8		前期以前分	の 差 額	当期に生じた差額の合計額 (8) + (17)	18	
					前 期	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(16))	19	

法 0301-1207

13欄

使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の3第1項」

②区分番号に、「00196」

③適用額欄に、当該別表十二(七)13欄の金額(円単位)
を記載してください。

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(八)
平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特 定 原 子 力 発 電 施 設 の 名 称			1		翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首原子力発電施設解体準備金の金額		15	円	
発 電 を 開 始 し た 日			2	昭 平		当 期 繰 越 額	当期益金算入額	解体費用を支出した場合の 益 金 算 入 額	16	
当 期 積 立 額			3	円				同上以外の場合による 益 金 算 入 額	17	
積 立 限 度 の 計 算	累 積 発 電 量 割 合	想 定 総 発 電 電 力 量	4					計 (16) + (17)	18	
		当 期 末 ま で の 発 電 量	5			当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	19			
		$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	6				の 計 算		差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (18) + (19)	20
	当 期 末 の 解 体 費 用 見 積 額		7	円		累 積 限 度 超 過 額 (13)		21		
	当 期 の 累 積 限 度 額 (7) × $\frac{90}{100}$ × (6)		8			期末原子力発電施設解体準備金の金額 (20) - (21)		22		
	前 期 の 累 積 限 度 額 (前期の(8))		9			貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細		貸借対照表に計上されている 原 子 力 発 電 施 設 解 体 準 備 金	23	
積 立 限 度 額 (8) - (9)		10		差 引 (23) - (22)			24			
累過 積額 限の 度計 超算	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (20)		12		当 期 分		貸借対照表の取崩不足額 (18) - ((3) - (23) - 前期の(23))	25		
	累 積 限 度 超 過 額 (12) - (8)		13				当期に生じた差額の合計額 (14) + (25)	26		
限 度 超 過 額 合 計 (11) + (13)			14		前 期 分 以 前	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(24))	27			

法 0301-1208

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第57条の4第1項」

②区分番号に、「00197」

③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単位)を記載してください。

別表十二(九)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(九)

平成二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期異常危険準備金繰入額	異常災害損失等の補てん額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計 (3) + (4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2) - (5)	6					
当期積立限度額	当期積立額	7					
	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	()	()	()	()	
	積立限度額 (8) × (9)	10	円	円	円	円	
	差引積立限度超過額 (7) - (10)	11					円
	10年洗替前の異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (11)	12					
7欄	： 期以前分	13					

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の5第1項」※1、
「同第12項」※2、
「平成25年旧措置法第57条の5第1項」※1又は
「同第12項」※2
②区分番号に、「00198」
③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(当該金額が
同表10欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

限度超過額合計 (11) + (26)	27		
期末異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (27)	28		
貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29		
差引 (29) - (28)	30		
当期分 貸借対照表の取崩不足額 ((5) + (26)) - ((7) - (29) - 前期の(29))	31		
当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32		
前期末における差額 (前期の(30))	33		

7欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の6第1項」※1又は「同第8項」※2
②区分番号に、「00199」
③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(当該金額が
同表10欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十二(十)
平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平 . .	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16	
当期積立額	2		均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の 日における関西国際空港 用地整備準備金の金額	17	
(2) のうち損金経理 による積立額	3		均等益金算入額 (17) × —	18	
(2) のうち剰余金の 処分による積立額	4		同上以外の場合による 益金算入額	19	
空港用地取得価額の計 算	5	平成24年7月1日を含む 事業年度又は同日を含む 連結事業年度の開始の時 における空港用地の帳簿価額	計 (18) + (19)	20	
空港用地取得価額の計 算	6	空港用地取得価額基準額 (5) × $\frac{1}{10}$	当期積立額のうち損金算入額 (15)	21	
指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表 四の二「48の①」+「49の①」 +「50の①」+「51の①」))	7		期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22	
新関空会社所得金額	8				
新関空会社欠損金額	9				
((7)+(8))又は((7)-(9)) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10				
所得基準額 (7) - (10)	11				
空港用地整備債務の額	12		金額と 当期の 差額の 明細		
空港用地整備債務基準額 (12) - ((16) - (19)) (マイナスの場合は0)	13		積立限度超過額 (2) - (14)	26	
積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14		当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27	
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)	15		前期末における差額 (前期の(24))	28	

15欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している
場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の7第1項」
②区分番号に、「00421」
③適用額欄に、当該別表十二(十)15欄の金額(円単位)
を記載してください。

別表十二(十一)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十二(十一) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額			1	円	期首中部国際空港整備準備金の金額	11	円	
(1)の内訳	(1)のうち損金経理による積立額		2	越え算入額の計算	均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12		
	(1)のうち剰余金の処分による積立額		3		均等益金算入額 (12)×――	13		
			同上以外の場合による益金算入額		14			
			計 (13) + (14)		15			
			当期積立額のうち損金算入額 (10)		16			
積立限度	空港用地取得価額基準額の計算 累積限度基準額 (平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時点における中部国際空港用地の帳簿価額)		4	期末中部国際空港整備準備金の金額	17			
	空港用地取得価額基準額 (4)× $\frac{1}{10}$		5					
額の計算	累積限度基準額残額 (4)－((11)－(14))		6	10欄 中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第57条の7の2第1項」 ②区分番号に、「00481」 ③適用額欄に、当該別表十二(十一)10欄の金額(円単位)を記載してください。				
	所得基準額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」))	7					
		所得基準額 (7)× $\frac{2}{3}$	8					
算	積立限度額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)		9	金額との差額の明細	当期の差額	(15)－((1)－((18)－前期の(18)))	20	
				前期以前分	積立限度超過額 (1)－(9)	21		
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額)			10		当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22		
					前期末における差額 (前期の(19))	23		

法 0301-1211

別表十二(十二)
9欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

・

・

法人名

()

資 産 の 種 類 及 び 名 称		1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	3	円	円	円	円	円
	当 期 特 別 修 繕 費 を 支 出 し た 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計 (4) + (5) + (6)	7					
	差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)	8					
当 期 積 立 額		9					
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
	$\frac{\text{当期の月数}}{60 \text{又は} 72}$	13	—	—	—	—	
	(11) × (13)	14	円	円	円	円	
	積 立 限 度 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)		16					円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)		17					
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金	18					
	差 引 (18) - (17)	19					
	当 期 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18)))	20					
	当 期 分 当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (16) + (20)	21					
	前 期 分 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22					
	特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算						
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額 積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$		23	円	円	円	円	円
		24					
平成23年12月 9欄 の規定による益金算入額の計算							
当 期 益 金 算 入 額 の 計 算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平				
	同 上 の 日 に お け る 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	26					
	$\frac{\text{当期の月数}}{48 \text{又は} 120}$	27					
	4 年 等 均 等 取 崩 金 額 (26) × (27)	28					
	同上以外の場合による益金算入額	29					
	当 期 益 金 算 入 額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額)	30					

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第57条の8第1項」※1又は「同第10項」※2

②区分番号に、「00391」

③当該別表十二(十二)9欄の金額(当該金額が同表15欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外
※2 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十三) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	(
----------------------	--------	--------	-----	---

認定計画等の種類		1	号 円	翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額		11	F
交付金等の該当号		2			当期益金算入額 (25)の計 同上以外の場合による益金算入額 (26)の計)+(27)の計 計 (12)+(13)	12		
交付金等の額		3				13		
当期積立額		4				14		
(4)の内訳		(4)のうち損金経理による積立額	5	貸借対照表の金額との差額の明細	当期積立額のうち損金算入額 (10)		15	
(4)のうち剰余金の処分による積立額		6	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (11)-(14)+(15)		16			
積立限度額の計算		(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	7		貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金 差引 (17)-(16)		17	
所得基準額 (「別表四」40の①)-(「26の①」)又は(「別表四」の二付表「48の①」-(「35の①」))		8	当期積立限度超過額 (4)-(9)		18			
積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額)		9	当期に生じた差額の合計額 (19)+(20)		19	20	21	
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額)		10	前期末における差額 (前期の(18))		22			

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備	当期利益金算入額 (24) 及び (25) 年を経過した場 合の任意取崩し等 の場合以外の場合	翌期繰越額 (26) ー (27)
	23	24	10欄	28
・	円		農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第61条の2第1項」 ②区分番号に、「00354」 ③当該別表十二(十三)10欄の金額(円単位)を記載してください。	
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
当期分				
計				

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	平・・	平・・	平・・	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32				
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33				
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34				
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額	35				
	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(25)の計	36				
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(26)の計	37				
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	38				
	計 (35)+(36)+(37)	39				
	所得基準額 (別表四「40の①」-(10)-別表四「26の①」)又は(別表四の二「48の①」-(10)-別表四の二「35の①」)	40	① 円	② 円	③ 円	①+②+③
	取得価額基準額 (31)-1円	41				
	圧縮限度額 (38)、(39)と(40)のうち少ない金額	42	円	円	円	
	個別資産の圧縮限度額	43	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額(32)と(42)のうち少ない金額	44				

別表十三(四)

21欄、25欄又は34欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により記載した金額については、適用額明細書に記載する必要はありません。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()																																																																																																	
	事業年度	・	・																																																																																																			
21欄 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(代替資産について帳簿価額の減額等をした場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第64条第1項」※1又は「同第8項」※2 ②区分番号に、「00356」 ③当該別表十三(四)21欄の金額(当該金額が同表23欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受ける場合 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">代替資産について帳簿価額の減額等をした場合</td> <td>取得した代替資産の種類</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額</td> <td>21</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額</td> <td>22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧縮限度額の計算</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮限度額 (22) × (19)</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧縮限度超過額</td> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(21) - (23)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別勘定を設けた場合</td> <td>特別勘定に経理した金額</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰入限度額の対象となり得る金額 (17) - (22)</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰入限度額</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰入限度超過額 (25) - (27)</td> <td>28</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">繰入限度額を設けた場合</td> <td>翌期繰越</td> <td>29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当初の特別勘定の金額 (25) - (28)</td> <td>29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰入限度超過額 (25) - (27)</td> <td>28</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">繰入限度額を設けた場合</td> <td>額の計算</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期中に益金の額に算入すべき金額</td> <td>31</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰入限度超過額 (25) - (27)</td> <td>28</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">交換取得</td> <td>交換取得資産の種類</td> <td>33</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交換取得資産の帳簿価額を減額した金額</td> <td>34</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>圧縮限度額の計算</td> <td>35</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交換取得資産の価額 (7)</td> <td>35</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">圧縮限度額の計算</td> <td>交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)</td> <td>36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交換取得資産につき支払った交換差金の額</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)</td> <td>38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 (36) + (37) + (38)</td> <td>39</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">圧縮限度額の計算</td> <td>圧縮限度額 (35) - (39)</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧縮限度超過額 (34) - (40)</td> <td>41</td> <td></td> </tr> </table>						代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円	代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22		圧縮限度額の計算	23			圧縮限度額 (22) × (19)	23			圧縮限度超過額	24			(21) - (23)			特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	25		繰入限度額の対象となり得る金額 (17) - (22)	26		繰入限度額	27		繰入限度超過額 (25) - (27)	28		繰入限度額を設けた場合	翌期繰越	29		当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30		繰入限度超過額 (25) - (27)	28		繰入限度額を設けた場合	額の計算	31		当期中に益金の額に算入すべき金額	31		期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32		繰入限度超過額 (25) - (27)	28		交換取得	交換取得資産の種類	33		交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円	圧縮限度額の計算	35		交換取得資産の価額 (7)	35		圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36		交換取得資産につき支払った交換差金の額	37		交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38		計 (36) + (37) + (38)	39		圧縮限度額の計算	圧縮限度額 (35) - (39)	40		圧縮限度超過額 (34) - (40)	41	
代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類	20																																																																																																				
	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21	円																																																																																																			
	代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22																																																																																																				
	圧縮限度額の計算	23																																																																																																				
	圧縮限度額 (22) × (19)	23																																																																																																				
	圧縮限度超過額	24																																																																																																				
	(21) - (23)																																																																																																					
特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	25																																																																																																				
	繰入限度額の対象となり得る金額 (17) - (22)	26																																																																																																				
	繰入限度額	27																																																																																																				
	繰入限度超過額 (25) - (27)	28																																																																																																				
繰入限度額を設けた場合	翌期繰越	29																																																																																																				
	当初の特別勘定の金額 (25) - (28)	29																																																																																																				
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30																																																																																																				
	繰入限度超過額 (25) - (27)	28																																																																																																				
繰入限度額を設けた場合	額の計算	31																																																																																																				
	当期中に益金の額に算入すべき金額	31																																																																																																				
	期末特別勘定残額 (29) - (30) - (31)	32																																																																																																				
	繰入限度超過額 (25) - (27)	28																																																																																																				
交換取得	交換取得資産の種類	33																																																																																																				
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	34	円																																																																																																			
	圧縮限度額の計算	35																																																																																																				
	交換取得資産の価額 (7)	35																																																																																																				
圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(14)	36																																																																																																				
	交換取得資産につき支払った交換差金の額	37																																																																																																				
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (10)又は(12)	38																																																																																																				
	計 (36) + (37) + (38)	39																																																																																																				
圧縮限度額の計算	圧縮限度額 (35) - (39)	40																																																																																																				
	圧縮限度超過額 (34) - (40)	41																																																																																																				

別表十三(四) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮
額等の損金算入に関する明細書

(号該当)

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む 事業年度又は 連結事業年度	
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . . 平 . .	
	譲渡した資産の所在地	3					計	
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	対価の額	6	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計 (7) + (8)	9						
	差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円	
	ある場合の取得した土地等の面積	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	16						
	取得価額 $(14) \times \frac{(15) - (16)}{(15)}$	17	円	円	円	円	円	
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		18					
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
		圧縮基礎価額 (14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20					
		買にあ取得する取得価額	21					
		前期末の取得価額	22					
		前期末の帳簿価額	23					
	圧縮基礎取得価額 $(20) \times \frac{(22) - (21)}{(22)}$	24						
	圧縮限度額 (20)又は(23) $\times (10) \times 0.8$	25						
	圧縮限度超過額 (18) - (24)	26						
	対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (6の計)	27	円				円
同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		28						
特別勘定の対象となり得る金額 (26) - (28)		29						
翌期繰越額の計算		同上のうち圧縮限度額に充てた金額	30					
		同上のうち買換資産の取得に充てた金額	31					
		当期中において買換資産の取得に充てた金額	32					
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (29) - (30) - (31)	33					
特別勘定を設けた場合		特別勘定に経理した金額	34					円
		繰入の限度額	35					
		繰入限度超過額 (34) $\times (10) \times 0.8$	36					
	繰入限度超過額 (33) - (35)	37						
	当初の特別勘定の金額 (33) - (36)	38						
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39						
	当期中に益金の額に算入すべき金額 期末特別勘定残額 (37) - (38) - (39)	40						

別表十三(五)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P45～P47参照

P47～P50参照

○ 別表十三（五）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第1号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00359	「18」の欄の金額の合計額（当該金額が同表「24」欄の金額の合計額を超える場合には、同欄の金額の合計額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00359	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第2号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00223	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第3号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00224	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第4号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00361	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第5号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00362	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第6号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00363	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第7号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00361	「18」の欄の金額の合計額（当該金額が同表「24」欄の金額の合計額を超える場合には、同欄の金額の合計額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第8号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00229	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第9号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00362	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成24年旧措置法第9号該当)	「平成24年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成24年旧措置法第65条の9」	00238	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00422	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第10号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00363	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「第65条の9」	00364	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第11号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00232	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第12号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00233	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第13号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00234	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第14号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00235	「18」の欄の金額の合計額（当該金額が同表「24」欄の金額の合計額を超える場合には、同欄の金額の合計額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第15号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第16号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00237	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第17号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00238	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第18号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00239	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第19号該当)	「平成23年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00364	

※「第65条の7第9項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

※「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

○ 別表十三（五）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第1号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00365	「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00365	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第2号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00242	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00366	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第3号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00243	「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第4号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00367	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第5号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00366	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00368	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第6号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00369	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第7号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00367	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第8号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00248	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00255	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第9号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00368	「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成24年旧措置法第9号該当)	「平成24年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成24年旧措置法第65条の9」	00257	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00423	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第10号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00369	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「第65条の9」	00370	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第11号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00251	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第12号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第13号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00253	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第14号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第15号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第16号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00256	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第17号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00257	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第18号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00258	「33」の欄の金額（当該金額が同表「35」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (平成23年旧措置法第19号該当)	「平成23年旧措置法第65条の8第1項」若しくは「第2項」又は「平成23年旧措置法第65条の9」	00370	

※「第65条の8第2項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

※「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します。

別表十三(六)

13欄又は20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十三(六)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日

1

昭

平

・

・

取得資産の
圧縮
限度
額の
計算
の場合

資産の帳簿価額を減額した金額

13

円

譲渡直前の帳簿価額
(8)

14

取得資産の価額
(11)

15

取得資産とともに取
得した清算金の額

16

取得資産の価額に
対応する帳簿価額
 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$

17

圧縮限度額
(15) - (17)

18

圧縮限度超過額
(13) - (18)

19

資産の帳簿価額を
減額した金額

20

取得資産の価額
(11)

21

譲渡直前の帳簿価額
(8)

22

譲渡資産の譲渡
とともに支出した
清算金の額

23

計
(22) + (23)

24

圧縮限度額
(21) - (24)

25

圧縮限度超過額
(20) - (25)

26

13欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の10第1項」※1又は
「同第4項」※2

- ②区分番号に、「00260」

- ③当該別表十三(六)13欄の金額(当該金額が同表18欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

20欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第65条の10第1項」※1又は
「同第4項」※2

- ②区分番号に、「00260」

- ③当該別表十三(六)20欄の金額(当該金額が同表25欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

別表十三(七)

15欄、23欄又は32欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

造成事業施行者の名称	1	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23	円
交換等をした資産の種類	2	取得資産等の価額(14)	24	

23欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた宅地の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第65条の11第1項」※1又は「同第4項」※2
 ② 区分番号に、「00261」
 ③ 当該別表十三(七)23欄の金額(当該金額が同表29欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

譲渡直前の帳簿価額	8	圧縮限度額の帳簿価額の計算	25	
交換等に要した経費の額	9	譲渡資産等との交換差金の額	26	
		譲渡資産の対価の額(7)	27	
		(25)+(26)又は(24)-(27))	28	
		圧縮限度額(24)-(28)	29	
		圧縮限度超過額(23)-(29)	30	
		取得認定期間	31	平 平
		特別勘定に経理した金額	32	円

32欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第65条の12第1項」※1又は「同第3項」※2
 ② 区分番号に、「00262」
 ③ 当該別表十三(七)32欄の金額(当該金額が同表39欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

取得した宅地の価額	14	譲り受ける宅地の価額の見積額	33	
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	譲渡直前の帳簿価額(10)	34	
譲渡直前の帳簿価額(10)	16	譲渡資産の対価の額(7)	35	
取得資産等の価額(14)	17	譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36	
取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34)×(33)/(35)	37	
譲渡資産の対価の額(7)	19	譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34)+(33)-(35)	38	
取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16)×((17)/(17)+(18)又は(17)/(19))	20	繰入限度額(33)-(36)、(37)又は(38)	39	
圧縮限度額(17)-(20)	21	繰入限度超過額		
圧縮限度超過額(15)-(21)	22			

15欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例(交換により宅地のみを取得した場合、宅地と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた宅地の取得価額を超える場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第65条の11第1項」※1又は「同第4項」※2
 ② 区分番号に、「00261」
 ③ 当該別表十三(七)15欄の金額(当該金額が同表21欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。
 ※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

別表十三(七) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業用地適正化計画認定の日	1	平	・	・
事業用地の所在地	2			
26欄 事業用地の面積	3			
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第65条の13第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「00371」 ③ 当該別表十三(八)26欄の金額(当該金額が同表32欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合				
交換等をした所有隣接土地等の面積	9			
交換等の年月日	10	平	・	・
35欄 土地等の価額の額	11			
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第65条の14第1項」※1又は「同第3項」※2 ② 区分番号に、「00372」 ③ 当該別表十三(八)35欄の金額(当該金額が同表42欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合				
取得した土地建物等の価額	17			
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18			
譲渡直前の帳簿価額(14)	19			
取得資産等の価額(17)	20			
取得資産等とともに取得した交換差金の額	21			
譲渡資産等の対価の額(11)	22			
取得資産等の価額に 対する帳簿価額 (19) × $\frac{(20)}{(20+21)}$ 又は $\frac{(20)}{(22)}$	23			
圧縮限度額 (20) - (23) × 0.8	24			
圧縮限度超過額 (18) - (24)	25			
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26			
取得資産等の価額(17)	27			
譲渡直前の帳簿価額(14)	28			
譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額	29			
譲渡資産等の対価の額(11)	30			
(28) + (29) 又は (27) + (28) - (30)	31			
圧縮限度額 (27) - (31) × 0.8	32			
圧縮限度超過額 (26) - (32)	33			
取得期間	34	平	・	・
特別勘定に経理した金額	35			
譲り受ける土地建物等の 価額の見積額	36			
譲渡直前の帳簿価額(14)	37			
譲渡資産の対価の額(11)	38			
譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の 価額の見積額が等しいとき (37)	39			
譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の 価額の見積額を超えるとき (37) × $\frac{(36)}{(38)}$	40			
譲り受ける土地建物等の 価額の見積額が譲渡に係る 対価の額を超えるとき (37) + ((36) - (38))	41			
繰入限度額 (36) - ((39), (40) 又は (41)) × 0.8	42			
繰入限度超過額	43			
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(交換等により土地建物等のみを取得した場合、土地建物等と交換差金を取得した場合又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合)を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、「平成25年旧措置法第65条の13第1項」※1又は「同第4項」※2 ② 区分番号に、「00371」 ③ 当該別表十三(八)18欄の金額(当該金額が同表24欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合				

① 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書			事業年度又は連結事業年度	法人名	()
13欄 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第66条第1項」※1又は「同第4項」※2 ②区分番号に、「00265」 ③当該別表十三(九)13欄の金額(当該金額が同表18欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合			取得資産と圧縮限度額の計算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13
			譲渡直前の帳簿価額(8)	14	
			交換取得資産の価額(11)	15	
			交換取得資産とともに取得した交換差金の額	16	
			交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17	
			圧縮限度額 $(15) - (17)$	18	
			圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19	
			交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20	
			交換取得資産の価額(11)	21	
			譲渡直前の帳簿価額(8)	22	
			交換とともに支出した交換差金の額	23	
			計 $(22) + (23)$	24	
			圧縮限度額 $(21) - (24)$	25	
			圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26	
20欄 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第66条第1項」※1又は「同第4項」※2 ②区分番号に、「00265」 ③当該別表十三(九)20欄の金額(当該金額が同表25欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。 ※1 ※2に該当するもの以外 ※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合			取得した土地等の面積	12	

①

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十)

平成二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先行取得土地等の明細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) - (7)	8						

譲渡土地等の明細

譲渡土地等の譲渡年月日	9	平	17欄				
譲渡土地等の所在地	10						

17欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第66条の2第1項」※1又は
「同第7項」※2

②区分番号に、「00266」

③当該別表十三(十)17欄の金額(当該金額が同表21欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))
を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合

譲渡利益金額の計算	対価の額	11	
	譲渡直前の帳簿価額	12	
	譲渡に要した経費の額	13	
	計 (12) + (13)	14	
	譲渡利益金額 (11) - (14)	15	

圧縮限度額の計算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額の計算	(15)の計) × (80%又は60%)	18				
	(18)のうち適用済みの金額	19	②1の①	②1の①+②	②1の①+②+③	②1の①+②+③+④
	(18) - (19)	20				
	個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21				
	圧縮限度超過額 (17) - ②1	22				

別表十三(十一)

5欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

(

別表十三
(十一)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の 帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用 資産の取得等に充てた金額	2		圧縮 限度 額の 計算	(3)のうち固定資産の 取得等に充てた金額	6
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7	
取得した試験研究用 資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

法 0301-1311

5欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第66条の10第1項」
- ②区分番号に、「00373」
- ③当該別表十三(十一)5欄の金額(当該金額が同表7
欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))
を記載してください。

別表十三(十二)

8欄、13欄又は17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十三(十二)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

8欄

成 金 等 の 名 称 1

告 示 年 月 日 4 平 . .

転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の4第1項」

②区分番号に、「00274」

③当該別表十三(十二)8欄の金額(当該金額が同表7欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

示 番 号 5 第 号

を受けた助成金等の額 6

円

産等の圧縮額等の計算

帳簿価額の減額等をした場合

特別勘定を設けた場合

減価償却資産の減価補填費に
対応する助成金等の額 7

円

減価償却資産の帳簿価額を
減額した金額 8

特別勘定に経理した金額 17

円

損金不算入額
(8) - (7) 9繰入限度額
(12) - (14) 18

転廃業助成金の額 10

減価償却資産の帳簿価額及び
取壊し等に要する経費の額 11差引転廃業助成金の額
(10) - (11) 12固定資産の帳簿価額を減額し、又は
積立金として積み立てた金額 13圧縮限度額の計算
固定資産の取得等のため(12)又は
(12)のうち特別勘定残額に
対応するものから支出した金額 14圧縮限度額
(14)又は((14)-1円) 15圧縮限度超過額
(13) - (15) 16

17欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の4第4項」※1又は
「同第5項」※2

②区分番号に、「00276」

③当該別表十三(十二)17欄の金額(当該金額が同表18欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成の伴い、課税の特例の適用を受ける場合

13欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の4第2項」※1又は
「同第3項」※2

②区分番号に、「00275」

③当該別表十三(十二)13欄の金額(当該金額が同表15欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))を記載してください。

※1 ※2に該当するもの以外

※2 企業組織再編成の伴い、課税の特例の適用を受ける場合

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年	・	・		

別表十四(二)

平二五・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円	損出した金	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2					
		その他の寄附金額	3					
		計(2)+(3)	4					
26欄	認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第1項」※1 又は「第66条の11の2第1項」※2 ②区分番号に、「00375」※1又は「00393」※2 ③当該別表十四(二)26欄の金額(円単位)を記載してください。 ※1「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合 ※2「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合 (注) 認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。							
特定公益増進法人等の特例に損算	寄附金算入限度額	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)+(15)× $\frac{1}{2}$	16		算			
42欄	特定公益増進(2)と(14)の寄附金額	寄附金の損金算入額 (16)× $\frac{1}{2}$	17		損金算入限度額	(21)-(17)× $\frac{1}{2}$ 又は(21)× $\frac{1}{2}$	34	
国外関連(4)の寄附金額	同上の損金不算入額	国外完全支						
寄附								
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第2項」※1 又は「第66条の11の2第2項」※1、2 ②区分番号に、「00394」※1又は「00424」※2 ③当該別表十四(二)42欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額(円単位)を記載してください。 ※1「認定特定非営利活動法人」、「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合 ※2「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合								
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細								
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額	42			
					円			
計								
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細								
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	円			

()

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出

(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P63参照

○ 別表十六（一）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第1号	00013	「32」欄の金額
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号)	00014	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第2号	00017	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第2号)	00018	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第3号	00021	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第3号)	00022	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第4号	00025	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第4号)	00026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号イ)	00431	
	「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号イ」	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」	00287	
	「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」	00290	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第42条の5第1項第2号」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」	00293	「32」欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第42条の10第1項	00082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	「第43条第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第43条第1項第2号」	00307	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第43条の2第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
	第44条の4第2項	00316	
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第44条の5第1項	00319	
特定信頼性向上設備の特別償却	第44条の5第1項	00451	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ	00322	「32」欄の金額
	「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」	00120	
	平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ	00325	
	「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00415	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00418	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第4号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	第45条第2項第2号	00457	
医療用機器等の特別償却	「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」	00331	
	「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」）	00460	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00463	「32」欄の金額
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	平成23年旧措置法第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00472	
	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00475	
	「第47条の2第1項」、 「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00478	
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

○ 別表十六（一）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」（特別償却不足額）又は「同第4項」（合併等特別償却不足額）	00187	「33」欄の金額

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度
法人名
()

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1						
構 造	2						
細 目	3						
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5						
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外	円
圧 縮 記 帳 に よ る 額	8						
積 立 金 計 上 額	9						
差 引 取 得 価 額	10						
償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	11						
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	12						
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
差 引 帳 簿 記 載 金 額	14						
(10)-(11)-(12)	15	外	外	外	外	外	外
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	16						
前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	17						
合 計	18						
(13)+(14)+(15)	19						
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	20						
償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額	21						
(16)-(17)	22						
差 引 取 得 価 額 × 5 %	23						
(9) × $\frac{5}{100}$	24						
旧 定 率 法 の 償 却 率	25						
算 出 償 却 額	26						
(18) × (25)	27						
増 加 償 却 額	28						
(21) × 割増率	29						
計	30						
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	31						
平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分	32						
改 定 償 却 額	33						
(29) × (30)	34						
増 加 償 却 額	35						
(32) 又は (31) × 割増率	36						
計	37						
(33) 又は (31) + (32)	38						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	39						
(23)、(24) 又は (33)	40						
特 別 償 却 限 度 額	41						
租 税 特 別 措 置 法 又 は 震 災 特 例 法 に よ る 特 別 償 却 の 規 定 の 適 用 受 け る 資 産 に つ い て は 、 他 の 資 産 と 区 別 し て 別 行 し て 記 載 し て く だ さ い 。	42						
特 別 償 却 限 度 額	43						
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	44						
合 計	45						
(34) + (36) + (37)	46						
当 期 償 却 額	47						
償 却 不 足 額	48						
(38) - (39)	49						
償 却 超 過 額	50						
(39) - (38)	51						
前 期 から の 繰 越 額	52						
当 期 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	53						
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	54						
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	55						
合 計	56						
(41) + (42) - (43) - (44)	57						
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額	58						
((40) - (43)) と ((36) + (37)) の うち 少 ない 金 額	59						
当 期 において 切り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	60						
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額	61						
(46) - (47)	62						
翌 期 へ の 繰 越 額	63						
平 ・ ・ ・ 平 ・ ・ ・	64						
当 期 分 不 足 額	65						
格 別 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	66						
((40) - (43)) と (56) の うち 少 ない 金 額	67						
備 考							

別表十六(二) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十六（二）「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第1号	00013	「36」欄の金額
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号)	00014	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第2号	00017	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第2号)	00018	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第3号	00021	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第3号)	00022	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第4号	00025	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第4号)	00026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号イ)	00431	
	「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号イ」	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」	00287	
	「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」	00290	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第42条の5第1項第2号」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」	00293	「36」の欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第42条の10第1項	00082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	「第43条第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第43条第1項第2号」	00307	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第43条の2第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第2項	00316	
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第44条の5第1項	00319	
特定信頼性向上設備の特別償却	第44条の5第1項	00451	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ	00322	「36」欄の金額
	「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」	00120	
	平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ	00325	
	「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00415	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00418	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第4号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	第45条第2項第2号	00457	
医療用機器等の特別償却	「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」	00331	
	「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」）	00460	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00463	「36」の欄の金額
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	平成23年旧措置法第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00472	
	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00475	
	「第47条の2第1項」、 「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00478	
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

○ 別表十六（二）「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」（特別償却不足額）又は「同第4項」（合併等特別償却不足額）	00187	「37」欄の金額

32欄又は33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(三) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P73参照

○ 別表十六（三）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第1号	00013	「32」欄の金額
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号)	00014	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第2号	00017	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第2号)	00018	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第3号	00021	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第3号)	00022	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第4号	00025	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第4号)	00026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号イ)	00431	
	「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号イ」	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」	00287	
	「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」	00290	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第42条の5第1項第2号」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」	00293	「32」欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第42条の10第1項	00082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	「第43条第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第43条第1項第2号」	00307	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第43条の2第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第2項	00316	
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第44条の5第1項	00319	
特定信頼性向上設備の特別償却	第44条の5第1項	00451	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ	00322	「32」欄の金額
	「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」	00120	
	平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ	00325	
	「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00415	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00418	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第4号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	第45条第2項第2号	00457	
医療用機器等の特別償却	「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」	00331	
	「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」）	00460	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00463	「32」欄の金額
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	平成23年旧措置法第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00472	
	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00475	
	「第47条の2第1項」、 「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00478	
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

○ 別表十六（三）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」（特別償却不足額）又は「同第4項」（合併等特別償却不足額）	00187	「33」欄の金額

別表十六(四)
28欄又は29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

1

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
・
・
法人名
()

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1													
	構造	2													
	細目	3													
	契約年月日	4	・	・	・	・	・	・							
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5													
償却額の計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円		
		圧縮記帳による積立金計上額	7												
		差引取得価額 (6)-(7)	8												
		見積残存価額	9												
		償却額計算の基礎となる金額 (8)-(9)	10												
	旧リース期間定額法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平	平	・	・	平	平	・	・	平	平	・	・
		取得価額又は製作価額	12	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円
		上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13												
		差引取得価額 (12)-(13)	14												
		残価保証額	15												
償却額計算の基礎となる金額 (14)-(15)		16													
リース期間定額法		取得価額	17	外		外		外		外		外			
帳簿記載金額	償却額計	18													
	期末現在	19													
	期末現在	20													
リース期間又は改定リース期間の月数	当	24	()	月	()	月	()	月	()	月	()	月	()	月	
	期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25													
	当期分の普通償却限度額 (10)、(18)又は(19)× $\frac{24}{25}$	26		円		円		円		円		円		円	
	特別償却限度額	27	()	条	項	()	条	項	()	条	項	()	条	項	
	特別償却限度額	28	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29													
	合計 (26)+(28)+(29)	30													
	当期償却額	31													
	差	償却不足額 (30)-(31)	32												
	引	償却超過額 (31)-(30)	33												
	償却超過額	前期からの繰越額	34	外		外		外		外		外			
	特別償却不足額	当期内容損金	35												
		積立金取崩しによるもの	36												
差引合計翌期への繰越額 (33)+(34)-(35)-(36)		37													
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((32)-(33))と(38)のうち少ない金額)	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((32)-(33))と((28)+(29))のうち少ない金額	38													
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39													
	差引翌期への繰越額 (38)-(39)	40													
	翌期繰越額の 当期分不足額	41													
備考															

○ 別表十六（四）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第1号	00013	「28」欄の金額
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号)	00014	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第2号	00017	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第2号)	00018	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第3号	00021	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第3号)	00022	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第4号	00025	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第4号)	00026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号イ)	00431	
	「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号イ」	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」	00287	
	「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」	00290	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第42条の5第1項第2号」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」	00293	「28」欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第42条の10第1項	00082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	「第43条第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第43条第1項第2号」	00307	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第43条の2第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第2項	00316	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第44条の5第1項	00319	
特定信頼性向上設備の特別償却	第44条の5第1項	00451	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ	00322	「28」欄の金額
	「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」	00120	
	平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ	00325	
	「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00415	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00418	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第4号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	第45条第2項第2号	00457	
医療用機器等の特別償却	「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」	00331	
	「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」）	00460	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00463	「28」欄の金額
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	平成23年旧措置法第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00472	
	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00475	
	「第47条の2第1項」、 「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00478	
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

○ 別表十六（四）「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」（特別償却不足額）又は「同第4項」（合併等特別償却不足額）	00187	「29」欄の金額

30欄又は31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P80~P83参照

※ 当該別表十六(五)30欄の外書きがある場合には、別表十六(九)8欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法にしたがって記載して下さい。

P83参照

○ 別表十六（五）「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第1号	00013	「30」欄の金額
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第1号)	00014	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第2号	00017	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第2号)	00018	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第3号	00021	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第3号)	00022	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第4号	00025	
	平成23年12月旧措置法第42条の5第6項 (同条第1項第4号)	00026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号イ	00400	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号イ)	00431	
	「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号イ」	00284	
	第42条の5第1項第1号ロ	00403	
	第42条の5第1項第1号ハ	00434	
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号ハ)	00437	
	「第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」	00287	
	「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」	00290	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第42条の5第1項第2号」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」	00293	「30」欄の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	平成24年旧効力措置法第42条の10第1項	00082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	第42条の12の2第1項	00441	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	
船舶の特別償却	「第43条第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第43条第1項第2号」	00307	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第43条の2第1項	00310	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第44条第1項	00385	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第1項	00388	
特定農産加工品生産設備等の特別償却	第44条の4第2項	00316	
特定高度通信設備の特別償却	平成25年旧措置法第44条の5第1項	00319	
特定信頼性向上設備の特別償却	第44条の5第1項	00451	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ	00322	「30」欄の金額
	「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」	00120	
	平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ	00325	
	「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」	00328	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00415	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00418	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第4号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第2項第1号	00454	
	第45条第2項第2号	00457	
医療用機器等の特別償却	「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」	00331	
	「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」	00334	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の2第1項	00171	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の3第1項	00340	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	「第47条の2第1項」、「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 （「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」）	00460	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00463	「30」欄の金額
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号イ)	00466	
	第47条の2第1項 (同条第3項第2号ロ)	00469	
	平成23年旧措置法第47条の2第1項 (同条第3項第3号)	00472	
	「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00475	
	「第47条の2第1項」、 「平成25年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00478	
倉庫用建物等の割増償却	「第48条第1項」、「平成25年旧措置法第48条第1項」又は「平成23年旧措置法第48条第1項」	00349	

○ 別表十六（五）「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」（特別償却不足額）又は「同第4項」（合併等特別償却不足額）	00187	「31」欄の金額

別表十六(七)
8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受け、
る場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、
これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当 期 の 少 額 減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 の 合 計 額		8	円				
			((7)の計)				

8欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の5第1項」
②区分番号に、「00277」
③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額(円単位)
を記載してください。

(注) 適用額は年300万円が上限となりますのでご注意ください。

8欄又は9欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

又は連結
事業年度

法人名

(

別表十六
(九)

平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P86~P91参照

P92~P99参照

○ 別表十六（九）「8」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第1号)	00015	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第2号)	00019	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第3号)	00023	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (平成23年12月旧措置法第42 条の5第1項第4号)	00027	
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の5第1項第1号 イ)	00401	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の5第6項(同条第 1項第1号イ))	00432	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (「平成24年旧措置法第42条 の5第1項第1号イ」又は 「平成23年12月旧措置法第42 条の5の2第1項第1号 イ」)	00285	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の5第1項第1号 ロ)	00404	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の5第1項第1号 ハ)	00435	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の5第6項(同条第 1項第1号ハ))	00438	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (「第42条の5第1項第1号ニ」、 「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、 「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」)	00288	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は 「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」)	00291	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (「第42条の5第1項第2号」、 「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は 「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」)	00294	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」	00083	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国際戦略総合特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」	00299	「8」欄の金額
国内の設備投資額が増加した場合の 機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」	00442	
特定中小企業者等が経営改善設備を 取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」	00446	
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第43条第1項第1号)	00413	
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (「第43条第1項第2号」又は 「平成25年旧措置法第43条 第1項第2号」)	00308	
関西文化学術研究都市の文化学術研 究地区における文化学術研究施設の 特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第43条の2第1項)	00311	
集積区域における集積産業用資産の 特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第44条第1項)	00386	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第44条の3第1項)	00314	
特定農産加工品生産設備等の特別償 却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第44条の4第1項)	00389	
	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (第44条の4第2項)	00317	
特定高度通信設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」	00320	
特定信頼性向上設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」	00452	
特定地域における工業用機械等の特 別償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 (平成25年旧措置法第45条第 1項第1号イ)	00323	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	00121	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	00326	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	00329	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	00416	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	00419	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (第45条第2項第1号)	00455	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (第45条第2項第2号)	00458	
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」)	00332	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」)	00335	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	00338	「8」欄の金額
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	00172	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	00341	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	00344	
特定再開発建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00461	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00464	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (第47条の2第3項第2号イ)	00467	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (第47条の2第3項第2号ロ)	00470	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第47条の2第3項第3号)	00473	
	「第52条の3第1項」又は「第11項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00476	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」 （「第47条の2第3項第3号」、 「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は 「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」）	00479	「8」欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は 「第11項」	00350	

○ 別表十六（九）「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第1号)	00016	「9」欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第2号)	00020	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第3号)	00024	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の5第1項第4号)	00028	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の5第1項第1号イ)	00402	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の5第6項(同条第1項第1号イ))	00433	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号イ」)	00286	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の5第1項第1号ロ)	00405	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の5第1項第1号ハ)	00436	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の5第6項(同条第1項第1号ハ))	00439	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第42条の5第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ」、「平成24年旧措置法第42条の5第1項第1号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第1号ロ」)	00289	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号イ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号イ」)	00292	「9」欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第42条の5第1項第2号」、「平成25年旧措置法第42条の5第1項第2号ロ」又は「平成23年12月旧措置法第42条の5の2第1項第2号ロ」)	00295	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第42条の6第1項第1号」又は「平成24年旧措置法第42条の6第1項第1号」)	00033	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の6第1項第2号)	00036	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の6第1項第3号)	00039	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第42条の6第1項第4号)	00042	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第1号)	00047	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第2号)	00050	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第3号)	00053	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第4号)	00056	「9」欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第5号)	00059	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第6号)	00062	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第7号)	00065	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年12月旧措置法第42条の7第1項第8号)	00068	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00084	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00300	
国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00443	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00447	
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第43条第1項第1号)	00089	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第43条第1項第1号)	00306	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第43条第1項第1号)	00414	
船舶の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第43条第1項第2号)	00092	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
船舶の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第43条第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第43条第1項第2号」)	00309	「9」欄の金額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第43条の2第1項)	00095	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第43条の2第1項)	00312	
地震防災対策用資産の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第44条第1項)	00098	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成23年12月旧措置法第44条第1項」又は「平成23年旧措置法第44条の2第1項」)	00101	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第44条第1項)	00387	
事業革新設備等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成23年12月旧措置法第44条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第44条の3第1項」)	00104	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成23年12月旧措置法第44条の2第2項」又は「平成23年旧措置法第44条の3第2項」)	00107	
事業革新設備等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成23年12月旧措置法第44条の2第3項」又は「平成23年旧措置法第44条の3第3項」)	00110	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第44条の4第1項)	00113	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第44条の3第1項)	00315	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定農産加工品生産設備等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第44条の4第1項)	00390	「9」欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第44条の4第2項」又は「平成23年旧措置法第44条の5第1項」)	00318	
特定高度通信設備の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00321	
特定信頼性向上設備の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00453	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条第1項第1号イ)	00119	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成25年旧措置法第45条第1項第1号イ)	00324	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第45条第1項第1号イ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ロ」)	00122	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	00125	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成25年旧措置法第45条第1項第1号ハ)	00327	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条第1項第1号ニ)	00128	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第45条第1項第1号ロ」又は「平成25年旧措置法第45条第1項第1号ニ」)	00330	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第45条第1項第2号)	00131	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第45条第1項第2号)	00131	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00417	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第45条第1項第3号)	00134	「9」欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00420	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00137	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第45条第2項第1号)	00456	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第45条第2項第2号)	00459	
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条の2第1項第1号)	00140	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第45条の2第1項第1号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第1号」)	00333	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条の2第1項第2号)	00143	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第45条の2第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第45条の2第1項第2号」)	00336	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条の2第1項第3号)	00146	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条の2第2項)	00149	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第45条の2第3項)	00152	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成24年旧措置法第46条第1項)	00155	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第46条の2第2項第1号)	00161	「9」欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第46条の2第2項第2号)	00164	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第46条の2第2項第3号)	00167	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第46条の2第2項第4号)	00170	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00339	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00173	
事業所内託児施設等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第46条の4第1項)	00176	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00342	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第47条第1項)	00179	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00345	
特定再開発建築物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第47条の2第3項第1号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第1号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第1号」)	00462	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00465	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第47条の2第3項第2号イ)	00468	「9」欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第47条の2第3項第2号ロ)	00471	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第47条の2第3項第3号)	00474	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「平成25年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00477	
	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」 (「第47条の2第3項第3号」、「平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号」又は「平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号」)	00480	
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	00351	

国税庁ホームページへの掲載

「適用額明細書の記載の手引」につきましては、以下の国税庁ホームページに掲載されております（適用額明細書の様式もダウンロードできます。）。

The screenshot shows the NTA homepage with the following navigation steps highlighted:

- Home > Tax Information > Pamphlets & Guides (パンフレット・手引き)
- Click (クリック) on the 'Pamphlets & Guides' link in the left sidebar.
- Click (クリック) on the 'Corporate Tax Relationship' (法人税関係) link in the grid.
- Click (クリック) on the 'Guidelines for Recording in the Application Amount Statement' (適用額明細書の記載の手引) link in the list.

The final page shows the 'Guidelines for Recording in the Application Amount Statement' with the following links:

- 適用額明細書の記載の手引（平成 25 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）（平成 25 年 6 月）
- 適用額明細書の記載にご注意ください（平成 24 年 12 月）（PDF/556KB）
- 連結適用額明細書の記載の手引（平成 24 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）（平成 24 年 7 月）